

令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

(社会福祉推進事業分)

包括的支援体制の整備に係る地域性を考慮した持続可能性の高い支援関係者間の連携方策や業務分担に関する調査研究事業

報告書

令和3(2021)年3月

学校法人東日本学園

北海道医療大学 先端研究推進センター

目次

1. 事業実施概要

- (1) 事業目的 (p.2)
- (2) 実施内容 (p.3)
- (3) 実施スケジュール (p.6)

2. 試行検証内容

(1) 当別町(北海道)

- ① 自治体概況 (p.7)
- ② 包括的支援体制構築に向けた取り組みの実施プロセス (p.8)
 - A) 検討作業の位置づけ
 - B) 体制整備の意義についての共通理解づくり
 - C) 各相談支援機関の業務棚卸・情報共有
 - D) 体制整備のグランドデザイン案作成
 - E) 「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的実施に関する試行検証
- ③ 体制検討の振り返りと今後の展望 (p.30)

(2) 苫小牧市(北海道)

- ① 自治体概況 (p.31)
- ② 包括的支援体制構築に向けた取り組みの実施プロセス (p.32)
 - A) 検討作業の位置づけ
 - B) 体制整備の意義についての共通理解づくり
 - C) 各相談支援機関の業務棚卸・情報共有
 - D) 体制整備のグランドデザイン案作成
- ③ 体制検討の振り返りと今後の展望 (p.45)

3. 本研究事業の成果と課題 (p.46)

4. 参考資料 (p.47)

セミナー内容資料

ワークショップシート

事例レポート

1. 事業実施概要

(1) 事業目的

現在、「地域共生社会の実現」が掲げられ、国を挙げて推進されている。平成29年改正社会福祉法では、包括的な支援体制の整備は市町村の努力義務とされ、それぞれの地域性を踏まえた取組の実践が求められている。令和元年12月に最終とりまとめが発表された「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」では、包括的支援体制整備においては「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援が一体的に実施されるべきである旨が方向性として示された。

最終とりまとめの概要資料をはじめ、これまでの種々の研究・報告書等において、先進的に包括的支援体制整備に取り組み実現させてきた市町村の事例が数多く紹介されているが、いずれも現在の取組みの体制や実践内容を豊富に語る一方で、現在の状況に至るまでのプロセスを示すものはほとんど見当たらない現状がある。完成された状態の体制整備例も、もちろん自地域の体制整備のグランドデザインを考案する上での参考としては大いに有用であるものの、それに近づくために「まず何から始めるべきか」や「どう進めるべきか」についてなど、より実践的なノウハウ・プロセスの指針に対するニーズは、今後の政策動向と相俟ってますます高まることが予想される。

そこで、本研究では、これから包括的支援体制整備の検討を行う2自治体を対象に、検討・試行の過程を伴走調査し、体制整備のプロセスや検討の具体的方法を整理・可視化することに取り組んだ。あわせて、研究の成果を広く周知することで、包括的支援体制整備を全国的に促進させることを目指す。

(2)実施内容

①検討委員会の開催

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備の理念や各相談支援機関の実務に詳しい有識者からなる検討委員会を設置し、検討プロセス全体に関する助言を受けたほか、各市町での検討プロセスにおいて、アドバイザーとして研修参加等活動頂いた。

【検討委員】

(委員長)

- 堀田聡子氏(慶応義塾大学健康マネジメント研究科教授)

(委員)

- 加藤恵氏(社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障害者相談支援センター長)
- 猿渡進平氏(医療法人静光園白川病院医療福祉連携課長・総務課長兼大牟田市保健福祉部 地域福祉課 相談支援包括化推進員)
- 志水幸氏(北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科長)
- 竹生礼子氏(北海道医療大学看護福祉学部看護学科長)
- 工藤禎子氏(北海道医療大学看護福祉学部看護学科教授)

会議は以下の通り開催した。

	開催日時・方法	議題
第1回	2020年9月28日(月) 17:00-19:00 方法:オンライン会議(zoom)	1. 事業実施概要について (1) 研究実施経緯 (2) 概要説明 (3) 各委員への依頼内容 2. 意見交換
第2回	2021年3月24日(水) 10:00-12:00 方法:オンライン会議(zoom)	1. 各市町での試行検証内容の報告 2. 試行内容の評価・振り返りと研究成果の活用方法についてのディスカッション

②先行事例調査

包括的支援体制整備のプロセスに関する仮説(後述)に基づき、プロセスの各ステップで、創意工夫を図り有効性の高い方策を実施していた愛知県半田市の包括的支援体制の整備プロセスについて、資料提供を受けて内容に関する質疑を実施した。

調査結果は、プロセス仮説の検証、修正において活用するほか、後述の試行検証における実施方法の参考とした。

③試行検証の実施

次のような事項を順番に関係機関で検討を積み上げることで、実効性及び持続可能性の高い体制整備が実現されると仮定し、2つの自治体で試行検証を行った。

I)体制整備の意義についての関係機関の理解

各関係機関の現在の課題意識などを共有する協議の機会等を経て、包括的支援体制整備がその課題に対してどのように有効に機能するかの可能性について共通のメリットを見出し、体制整備の検討について広く合意を得ることがまず必要になると考えられる。

II)関係機関の業務棚卸及び有機的な連携構築

各相談機関の具体的な業務内容を整理・可視化して、それぞれの機関が地域に対して果たすべき重要な役割に注力できるような業務の優先順位付けや、業務の仕組みづくり、そして多機関協働による業務円滑化の検討などを協議する。

III)体制整備の方向付け及びその方法論の共有

上記を経て、地域の課題の優先順位ごと取るべき連携等が整理されたうえで、地域全体でどのような形で「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」が一体的に実施される状態を目指すのかを整理・可視化して、体制整備のグランドデザインを共有する。

IV)実施・検証・調整

構想された機能等が地域で適切に効果を発揮し得るか、試行検証を行う。

④包括的支援体制整備のプロセス事例レポートの作成

実施した検討・調査・試行検証内容について、プロセスごとで整理して示した事例レポートを作成した。作成にあたっては、次年度以降に全国の各市町村で包括的支援体制の整備を検討するにあたって有用かつ参照しやすい資料となるようデザイン面に配慮し、各市町村職員や体制整備に

関心のある地域内の関係者など、様々な対象者に対して読みやすい内容・ボリュームとなるよう配慮した。

(3)実施スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 検討委員会の開催		第1回						第2回
2. 先進事例調査				実施		追加資料調達		とりまとめ
3. 自治体における試行検証	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【STEP1】体制整備の意義についての関係機関の理解	関係機関へ協力依頼		実施①	実施②				
【STEP2】関係機関の業務棚卸及び有機的な連携構築	各機関業務整理	各機関業務整理	関係機関WS	関係機関WS		関係機関WS	関係機関WS	
【STEP3】体制整備のグラウンドデザイン及びその方法論の共有							関係者協議	
【STEP4】一体的実施の試行検証			人材配置の試行	人材配置の試行	人材配置の試行		振り返り	
4. 成果物の作成	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
報告書		構成案作成					作成	作成
事例検証レポート	構成案作成						原稿作成	作成

2. 試行検証内容

(1) 当別町(北海道)

①自治体概況

- 人口:15,731 人(令和 2 年 4 月 1 日現在)
- 主な相談支援機関
 - 地域包括支援センター:委託 1 か所(町内の社会福祉法人)
 - 障害者相談支援事業所:委託 1 か所(町内の社会福祉法人)
 - 生活困窮者自立相談支援事業所:町単体での設置は無し。隣接する新篠津村と併せて北海道が設置(委託 1 か所。道外の NPO 法人)
 - 母子保健型利用者支援事業:町直営 1 か所
 - 地域子育て支援拠点事業:町直営 2 か所
- 体制整備に向けた現状

当別町では、本人や世帯の属性を問わず諸問題を包括的にとらえ解決に導く仕組みづくりや「ワンストップ相談窓口」の実現が、総合計画をはじめとした諸計画に既に位置付けられており、国策に先行して地域共生社会の実践を作り上げてきた。そうした諸計画のうち、令和 2 年度は当別町障がい福祉基本計画と高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、令和 3 年度は地域福祉計画など、次期策定の時期を迎えており、これまでの取り組みをより深化させる新たな舵取りのタイミングとして、今回の体制整備検討に関心を示していた。

また、当別町では、平成 20～23 年度に町内に3つの共生型地域福祉拠点が設立されており、住民の生活圏域における日常的な支え合いの取り組みがコーディネートされている文化がある。今回の体制整備検討においては、そうした「参加支援」「地域づくりに向けた支援」と、「断らない相談支援」の連携を進めるべく、その拠点を軸とした一体的運用方法についての検証を行った。

②包括的支援体制構築に向けた取り組みの実施プロセス

A) 検討作業の位置づけ

前述の通り、当別町においては、総合計画をはじめとした諸計画に地域共生社会の実現に向けた取り組みが先行して記載されていた。それを踏まえて、今般の改正社会福祉法への対応の検討にあたっては、「これまでの諸計画で掲げられた事業ビジョンに対する取り組み状況の把握・検証」を行うという位置づけで、一連の検討プロセスを試行することについて福祉部・教育委員会で合意を図り、実施するに至った。特に、当別町地域包括支援センターを軸にこれまで取り組んできた「当別町版地域包括ケアシステム」についての現状把握と、社会状況の変化等によってそのシステムに生じている課題などを明らかにすることがまず主眼とされ、こうした課題意識を背景に、一連の検討プロセスの詳細を組み立てることとなった。

<p>当別町第6次総合計画 p.25より</p> <p>基本施策3：元気なまちづくり【健康・福祉・医療】</p> <p>(1) 地域福祉の推進</p> <p>①地域住民が共に生きる社会・共に支え合うネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 当別町版地域包括ケアシステムとして高齢、障がい、生活困窮、子育てといったまち全体の福祉に関する諸問題を包括的にとらえ、解決に導く仕組みづくりを目指します。 住民が安心して暮らし続けるために、各相談窓口や地域包括支援センター等の保健・医療・福祉の各関係機関が連携し、複合的な相談に対しても相談支援がスムーズに行えるワンストップ型窓口体制を強化します。 他 <p>その他関係計画</p> <p>当別町地域福祉計画（平成29年度～）、当別町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～）、当別町高齢者保健福祉計画・当別町介護保険事業計画（平成30年度～）、とうべつ健康プラン2 1改訂版（平成30年度～）、当別町障がい福祉基本計画（平成30年度～）</p>

試行検証内容及びスケジュール

プロセス	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【STEP1】 体制整備の意義についての 共通理解づくり	←		10/20セミナー実施					
【STEP2】 関係機関の業務棚卸及び 有機的な連携構築	各機関の 業務整理	←		関係機関同士の 連携方策の協議				
【STEP3】 体制整備のグランドデザイ ン					12月～ 委託相談機関間でのケース共有等実施			
【STEP4】 実施に向けた試行				←		←		振り返り

B) 体制整備の意義についての共通理解づくり

i)【地域共生社会と当別町を考えるセミナー】の実施

開催概要	
開催日時	2020年10月20日(火)15:00-17:00
開催場所・方法	会場参加及びオンライン(zoom)の併用 会場:当別町総合保健福祉センター・ゆとろ 多目的ホール (北海道石狩郡当別町西町32-2)
当日の参加人数	31名(会場・オンライン合計)
プログラム	<p>15:05-15:30 (1)政策説明(*オンライン) 「地域共生社会の目指すところ・制度のかたち」 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 課長補佐 國信綾希氏</p> <p>15:30-15:55 (2)事例紹介「当別町における包括的支援体制の事例」 当別ケアプラン相談センター 所長 谷内 佳子氏</p> <p>15:55-16:05 休憩</p> <p>16:05-16:55 (3)感想・意見交換会 下記テーマについて、それぞれ5～8名ごとのグループにより付箋を用いてディスカッションを実施した。 ①前半の説明・事例で印象に残ったことについて ②当別町での暮らしや仕事上で出会った「困りごと」の共有</p>

出席機関	
種別	機関名
行政	福祉部(福祉部長、保健福祉課長、介護課長)
	福祉部保健福祉課福祉係
	福祉部保健福祉課健康推進係

	福祉部介護課障がい支援係
	教育委員会子ども未来課子ども係
	当別町教育委員会子ども未来課子育てサポート係
福祉関係機関	当別町ケアマネジャー連絡協議会
	社会福祉法人当別町社会福祉協議会
	社会福祉法人ゆうゆう
相談機関	当別町子ども発達支援センター
	当別町地域包括支援センター(センター長・生活支援コーディネーター)
	当別町障がい者総合相談支援センターnanakamado
	生活就労サポートセンターいしかり
インフォーマル・地域団体	当別町ボランティアセンター
	当別町共生型地域福祉ターミナル
	NPO 法人ふれ・スポ・とぅべつ
	当別町食生活改善協議会
	北海道医療大学 学生有志

ii)感想・意見交換会にて出された意見

後半の感想・意見交換会で出された意見は、重層的支援体制整備事業における「相談支援に関するもの」「参加支援に関するもの」「地域づくりに向けた支援に関するもの」の3つに事務局でグルーピングを行い、関係者意見として今後の「体制整備のグランドデザイン案作成」における検討材料とすることとした。

表:感想・意見交換会「①前半の説明・事例で印象に残ったことについて」付箋記入記録

A グループ	印象に残ったこと	わからなかったこと
	国の補助対象ではなかった関係人口に対する補助金	社会福祉法が改正されるという話があったが、当別では何を変えるのか、変わるのかわからない？

	市町村実情に合わせた柔軟な仕組み	新しいメニューがたくさんありすぎて何からはじめるのか、当別での不足していることがわからない(つながり)
	より重層的な支援の枠組み	参加支援の重要性
	つながりつづけることの評価。どう評価？	地域共生社会の「支え手」「受け手」という関係を越えて……というところの具体的なイメージがわからない
	狭間を埋めるインフォーマルな制度	現在、困り感をもつ親子の支援をしている。今後は、実の母の支援をお願いしている。支え手と受け手？
	専門職の伴走型と本人の能力についてもっと聞きたい！	
	地域共生社会。自分何年も一人暮らし。近所の人たちと助け合いさせてもらっているので支え合いが大事。	
	一人(一家庭)を支えるため、たくさんの方が関わっていることに驚き、すごい！！と感じた。	
Bグループ	印象に残ったこと	わからなかったこと
	(まとめ)	(まとめ)
	一人を支援するためには多種多様の対応が必要	当別町の中で、どれくらい連携がとれているのか？
	子どもだけでなく家庭、地域との「繋がり」が大切だと思う	まだまだ支援の手が足りていないのではないかな…
	地域という考え方が縦割りではないか？	情報をまとめることが大切
	地域住民がお互いの距離感をたもちながら良い関係を持つことが大事	それぞれの町の関係機関をどうコーディネートするかがわからない
	(個人意見)	(個人意見)
	つながり続けることを目指すアプローチ	重層的支援体制整備事業
	伴走型支援＋地域住民の気にかける支援	地域住民の気にかける関係性どのように広げていくのか
	体制整備すすむことでお互いの役割を再度確認・明確になる	今の当別町内の支援体制がどれくらい満足か

	重層的支援が求められる	伴走できる支援体制のイメージわからない
	重層的支援体制整備は手挙げで開始は町で決める	住民参加をどうつくっていくか(負担に感じる人)
	地域という考え方がすでにたてわり	既存の自治体単位での「地域共生社会」は、今後の人口減少に対応しきれないのではないか。
	多機関協働は必要だと思います。当別町は社会資源が多いので。	
	一人を支援するために、多種多様なかわりが必要である	
C グループ	印象に残ったこと	わからなかったこと
	当別訪看の谷内さんのお話しは、関係機関が役割を明確に分担し、うまく連携がとれ支援できている事例という感想を持った	社会福祉法の改正で何が変わったのか、よくわからなかった
	血縁、地縁のつながりの脆弱化と第4の縁から生まれる新たな関係性への期待	制度上の縦割りの解消ということが、この包括的な支援体制で解消されるのか疑問。
	一つの事例(家庭)にたくさんの関わりがあることに驚きました	今までもそれなりに包括などがやられていることだと思うけど。
	伴走型支援と気にかけるセーフティネットの構築	現在の自分の業務とは、少し内容が難しいといったところが正直なところ
	4つの縁。血縁・地縁・社縁が脆弱化している。第4の縁が生まれている。	「第4の縁」具体的な例があったほうが分かりやすかった
	支援をしてくれる家族が長くかわっていきことかわっていったという事	新しい制度
	方法はひとつではない	事例の利用者さんへの関わり方の導入が少しわかりにくかった。連携はすばらしいと思った。
		難しい言葉が多い。もっとかみくだけないか。

		先ほど例として挙げられていた利用者さんは、ケアマネや社協さんに自分から相談することが出来ていたが、なかなか自分から相談できない利用者の方もいると思った。
		伴走型支援の意味は？

表:感想・意見交換会「②当別町での暮らしや仕事上で出会った「困りごと」の共有」意見抜粋

「困っていること」「どうしたらよかったんだろう」グループディスカッション意見(抜粋)	
Aグループ	ちゃんと継続できる？
	地域と学生がとけ合いたい
	インフォーマル故、関係性や距離感。性別とか。
	働ける高齢者の活躍の場
	男性の参加しやすい場所
	ふれあい広場 福祉まつり
	役割分担 リレー方式
	連携は出来ていると思う
	コロナ対策し小さなことから。近所、隣人。
	未婚の単独世帯
	連携とれていると思うが、より、他機関の強みを知りたい
	行政と親子の間での支援の困難さ
	支援の方法、内容に限界を感じ、その先の支援にすすまない
	団体としての制限 食事したり個人宅に行っておこなう事
	ボランティアで食事作って一緒に食べゲームしたりがコロナで出来なくなり、先日から食事を配ることを始め、近況を聞くこと
	チームアプローチを実践されていることがわかったが、困っていることはないのか？人手不足とか心配。
最前線で福祉に関わっている人たちの活動をもっと広くつたえられたらいいのに。もっとおしえて	
周辺住民との関わりがない母子家庭への介入	
Bグループ	(まとめ)
	◎困ったこと
	・伴走は誰がするのか？「伴走」のイメージがつきづらい
	・繋ぐ先がない…。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「あとちょっとここをやってくれば……」と思うことがある。この部分を解消できれば、もっと支援がしやすく、地域の中で繋がりができると思う。 ・地域のつながりは場所によって変わっている。
	◎どうしたらよかったんだろう
	<ul style="list-style-type: none"> ・「対応」、「支援」を地域に囚われずにできればよかったのではないか……。 ・1人の方の支援を町全体でどうコーディネートしていくか。 ・当別の「伴走」はどう作れば良いのか？
Cグループ	それぞれの活動を共有し発信していけたら、それを見た人が「自分たちも何か出来るかも」と思うきっかけにもなるかもしれない。
	地域のあらゆるサービスの可視化
	どこに聞いたらいいか、わかりにくい
	目に見えてこない困り感。子どもは助ける。高齢も助かる。親は大丈夫？
	コロナ下の引きこもりの高齢者との関わりが重要！
	(徘徊する人) 認知症の方を地域で支えていくというが、相談すると施設や病院をすすめられ、地域の力が少ない。
	冬の暮らしを支えてほしい(除雪の問題)
	病院にも地域にもつながっていない引きこもりの方のことを、どう支援するか…で困っている。(業務でたまたま訪問に行く世帯だからそのきっかけで声をかけつづけている。)⇒サービスにつながる以前の、「つながりつづける支援」が必要とされている現状があるということ。
	自分からSOSを出すことができない方のニーズ把握 ⇒「もっと早くにつながっていれば……」と思うようなケースはあったか？ ⇒ごまんとある。気付けるかどうか、その人のセンスによるところが大きい現状がある。ちょっとしたサイン、ぽろっとしたものを拾いあげる技術力を高めるか、こぼれ落とさない仕組みが必要。
	支援が必要です、という自己発信できず、親戚、地域からも気付いてもらえない人は居ないのか、どう気付いていくのか

C)各相談支援機関の業務棚卸・情報共有

【業務整理の視角】

当別町では、相談支援機関は委託が多いため、委託先機関を中心に状況把握を実施した。特に、「高齢、障がい、生活困窮、子育てといったまち全体の福祉に関する諸問題を包括的にとらえ、解決に導く『当別町版地域包括ケアシステム』」の中核的役割を果たす地域包括支援センターの機能と役割に焦点を当てて、本研究事業検討委員にもスーパーバイザーとして参画を依頼し、現状と課題を分析した。

主要な相談支援機関が各分野町内1か所ずつ、という状況も鑑み、業務負担状況や、課題についても掘り下げを重ねることが出来た。

i)各機関の業務状況のヒアリング・整理

表:包括的相談支援事業に関連する主要な相談支援機関のヒアリング概況

機関名	時期	内容
地域包括支援センター (委託)	2020年8月	業務棚卸表に基づいて各職員の業務状況の把握、職員間での課題状況ディスカッションの実施(zoon)
	2020年9～10月	スーパーバイザーによる職員個別メンタリングの実施(zoom)
	2020年11～12月	行動計画・次年度事業計画に向けた課題現況の把握
障害者相談支援事業(委託)	2020年8月	業務棚卸表の作成
	2020年9月	業務整理ヒアリングの実施
生活困窮者自立相談支援機関(※石狩振興局委託)	2020年9～10月	業務状況ヒアリング
利用者支援事業(直営)	2020年9月	業務状況ヒアリング

表:地域包括支援センター業務整理にて使用した業務棚卸表

	カテゴリー	業務内容	管 理 者	社 福	主 マ ネ	保 健 師	プ ラ ン ナ ー	コ ー デ ィ ネ ー タ ー	事 務 員
1	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 運 営 協 議 体	協議体開催に関する打ち合わせ							
		協議体開催準備							
		協議体当日運営							
		協議体開催事後処理							
2	事 業 計 画 と 評 価	事業計画の作成							
		事業計画進捗状況の確認							
		評価事業							
3	介 護 支 援 係 と の 連 携	定例会議							
		虐待ケース対応							
		権利擁護事業連携							
		その他個別ケースに関する情報共有							
		地域ケア会議の準備及び地域課題の共有							
4	総 合 相 談	電話、窓口、メール等による相談対応							
		各ケースの課題整理及び地域課題の蓄積							
		各ケースの記録、記録の保存、月次報告							
5	介 護 予 防 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト	アセスメント							
		介護予防ケアプラン作成							
		サービス担当者会議の開催							
		モニタリングと評価							
		主治医との連携							
		各サービス提供関係機関との連携							
		指定居宅介護支援事業所への業務委託 委 託内容の確認							
		予防給付の自己作成に関する確認							
		経過記録の作成							
		請求業務							

6	地域包括 支援ネット ワーク構築	地域社会資源の把握・活用							
		地域特性の理解							
		新たな地域資源の発掘及びネットワーク化							
7	実態把握	個別ケースにおける実態把握 基本チェックリストの実施							
		1の実施内容を集積し分析							
		各関係機関からの情報収集							
8	権利擁護 事業	成年後見制度の利用促進・周知活動							
		成年後見制度申請に関する援助							
		日常生活自立支援事業申請に関する援助							
9	高齢者虐 待防止	高齢者虐待に関する情報収集及び相談対応							
		相談対応による緊急判断および当別町との情報共有							
		事実確認							
		コアメンバー会議の開催、判断と方針決定							
		アセスメントと支援計画							
		モニタリング・評価と終結・フォローアップ							
		高齢者虐待の啓発活動							
10	消費者被害の防止 及び対応	総合相談による実態の把握及び当別町への報告							
		消費者被害ネットワーク会議の参加・日常の連携							
		消費者被害ネットワークからの情報共有 特に居宅 CM							
11	包括的・継続的ケアマネジメント 支援業務	総合相談から居宅介護支援事業所へのつなぎ							
		介護支援専門員間のネットワーク構築 ケアマネ連協事務局業務							
		介護支援専門員の実践力向上支援 情報提供・研修会の開催等							
		介護支援専門員の相談体制の整備及びその周知							

		介護支援専門員の相談対応							
		個別処遇検討 ケース会議の開催							
12	介護予防	地域診断 大学との連携による調査協力							
		介護予防に関する地域課題の把握							
		介護予防体操普及事業							
		介護予防体操リーダー養成							
		各サロン、老人クラブの参加による介護予防普及活動							
		総合相談による介護予防に関する課題の集積							
13	地域ケア会議	全体会の企画・運営							
		各専門部会の企画・運営							
		各関係機関、サービス提供事業者からの情報収集							
		サービス提供事業者の困難対応事例・相談等から地域課題を集積し反映							
14	認知症関連	認知症初期集中チームでの活動							
		認知症地域推進員業務 各自治体・振興局との連携							
		認知症サポーターキャラバン事務局(認知症サポーター倶楽部事務局)							
		認知症サポーター養成講座 実施事務局							
		あったかサポーター事務局							
		Dカフェ運営							
		SOS ネットワーク連絡協議会との連携							
15	医療介護連携専門部会	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の検討 市民向け勉強会等							
		専門職向け 医療・介護に関する課題についての検討会							
16	権利擁護事専門部会	高齢者・障がい者虐待に関する勉強会の開催							
		成年後見制度利用促進に関する取組み 介護支援係と協働							
		各相談内容から、権利擁護関係の抽出 課							

		題整理							
17	個別処遇 検討専門 部会	処遇困難事例についての対応検討(個別ケ ース会議の開催)							
		子育て・障がい・生活困窮者等の様々な相談 支援機関との合同事例検討会							
		地域の介護支援専門員に対するケアマネジメ ント支援を目的としたケース検討会の開催							
18	生活支援・ 介護予防 サービス検 討会議	生活課題の把握と資源の整理							
		新たな資源の開発及びマッチング							
		コーディネーター会議の実施							
		各サロン、ボランティア団体の実態把握							
		当別町共生型ボランティアの活躍場面の創 出、及びボランティア養成に関する取組み							
19	福祉まつり	福祉まつり実行員会参加、当日運営に関する こと							
20	町内会・民 生児童委 員との連携	町内会関係、町内会長との連携 行事参加							
		民生児童委員協議会への参加 日常的な情 報共有							
		各町内会単位での連絡会や打ち合わせ会合 への参加							
		町内会で実施している高齢者向け食事会等 への参加							
21	定例会議	地域包括内打ち合わせ 業務全般、ケース 検討							
		地域包括勉強会@本部にて							
		介護支援係との定例打ち合わせ							
22	法人に関 するもの	勤務表、勤務実績復命書の提出							
		報告書の提出							
		現金小口の報告							

表:障害者相談支援事業の業務ヒアリングで使用した業務棚卸表

令和2年度 当別町障がい者総合相談支援センター 業務整理表						
事業	業務		管理者 (兼相談支援専門員)	相談支援専門員	事務員	備考
障害者相談支援事業(委託相談)		担当件数				
		担当業務上の割合				
	(1)福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)					
	(2)社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)					
	(3)社会生活力を高めるための支援					
	(4)ピアカウンセリング					
	(5)権利擁護のために必要な援助					
	(6)専門機関の紹介					
	(7)当別町障がい者地域自立支援協議会の運営					
	全体会(年1回)					
	ほんにん部会					
	しごと部会					
	こども部会					
	ちいき部会					
	計画相談部会					
	個別検討会議					
	昨年度業務実績の整理・課題抽出					
	会議内容のタタキづくり					
	当別町との運営協議(会場手配は町に依頼)					
	関係機関への案内・周知					
	法人への報告書提出					
	出欠予定取りまとめ・参集機関名簿作成					
	会議資料作成					
	当日会場設営					
	当日司会進行					

	議事録作成					
	当別町へ実施内容の報告(議事録の送付)					
	委託費の請求書の作成・押印・提出					
	センターの広報・啓発活動					
認定調査						
	認定調査の依頼受付・対応者検討					
	市町村との事前打ち合わせ					
	法人への報告書提出					
	日程調整					
	認定調査の実施(訪問)					
	認定調査書類の作成・提出(市町村へ)					
	委託費請求(当別)					
	委託費請求(当別以外)					
計画相談		担当件数				
		担当業務上の割合				
	相談受付(電話・来所対応)					
	担当者の決定					
	面談の実施(複数回)					
	事業所の選定・日程調整					
	見学同行					
	利用者との利用契約締結					
	障害福祉サービス利用申請(市町村へ)					
	サービス等利用計画の作成・確認・提出					
	サービス担当者会議の調整・実施					
	事業所と本人の契約に同行(任意)					
	モニタリング(サービス等利用計画に定めた頻度)					
	サービス等利用計画の変更(適宜)					
	個別支援会議(ケース会議)への出席					
	ケース会議記録・相談記録の作成・保存					
事業所運営業務		担当業務上の割合				
	日用品の在庫確認・発注					
	来所一次対応					
	電話一次対応					

	書類整理					
	建物清掃					
	感染症対策(面談室の物品消毒等)					
	小口現金の報告・補充					
	郵便物の発送					
	受領郵便物の仕分け					
法人業務		担当業務上の割合				
	経営・事業推進 Mtg への出席					
	所属部署会議への出席					
	法人内の勉強会(受講側/講師側)					
その他						
	地域とのネットワークづくり					
	本通り振興会の幹事					
	町内会の保健推進員					

ii) 機関を超えた共有・業務整理の検討

「体制整備の意義についての共通理解づくり」の段階における課題抽出と、「各機関の業務状況のヒアリング・整理」の結果を踏まえて、ケースを中心に具体的連携を推進するとともに相談支援機関間で課題点の共通認識を行うことを主眼として、定例会議をもつこととなった。

会議概要	
開催時期	2020年12月～2021年3月(月1回)
参加機関	<ul style="list-style-type: none"> ・当別町地域包括支援センター ・当別町障がい者総合相談支援センターnanakamado ・生活就労サポートセンターいしかり(生活困窮者自立相談支援機関)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ①世帯支援の視点を要するケースの共有(8050問題など) ②各機関の会議・研修会等開催情報の共有と協働の検討 ③重層的支援体制整備に向けた課題状況のディスカッション
会議を通して得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> ①世帯支援の視点を要するケースの共有(8050問題など) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各相談支援機関が対応中のケースについて共有が進み、ケースによっては連携して対応する契機となった。 ➤ それぞれの分野の強みや視点を活かした、ケースに対する相互アドバイスの行われた。 ➤ 機関間のケース移譲が行われたケースについても、「つないで終わり」とならないよう、継続的にケース進捗を確認・共有する機会として活用された。 ②各機関の会議・研修会等開催情報の共有と協働の検討 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各機関が有している町内の会議・研修開催情報が共有されることで、関係が深いテーマの会議への参加の検討が進んだ。 ➤ 地域ケア会議・自立支援協議会などの各部会の目的や開催状況を共有することで、分野を超えた会議体の共同実施の検討が進んだ。 ➤ 新型コロナウイルス感染症対策を鑑みた会議実施方法について、各機関の工夫・ノウハウが共有された。 ➤ 各機関が主催する研修情報が共有されることで、他機関を通じた周知強化が行われた。 ➤ 外部視察報告会なども併せて実施したことで知見の共有が進んだ。 ③重層的支援体制整備に向けた課題状況のディスカッション <ul style="list-style-type: none"> ➤ ①②を通して積み上げられたケース連携や情報共有にあたっての課題を相談支援機関間で整理・議論していくことで、次の「体制整備のグランドデザイン案作り」に繋がる議論の下地が出来た。

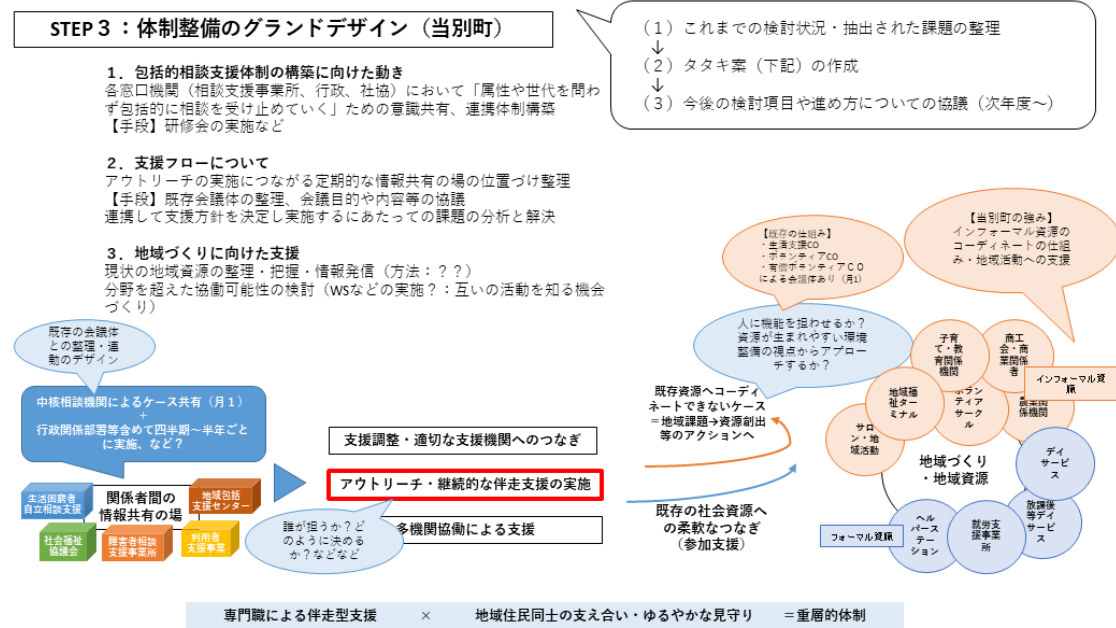
	➤ 必要な仕組みについての実装のプロセスについてのアイデア出しの実施。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度にも同内容で継続的に実施。 ・利用者支援事業所管部署や社会福祉協議会にも参加を呼びかけ、定期的な情報共有の場として継続化していくことを検討。

D) 体制整備のグランドデザイン案作成

これまでに一連のプロセスを経て抽出された課題や地域の強み、必要とされる機能のアイデアを図表に落とし込んで整理することを最後に試みた。

図: 当別町における体制整備のグランドデザイン素案

CASE 1 : 当別町



E)「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的実施に関する試行検証

i) 試行検証の趣旨・概要

令和2年6月の社会福祉法改正によって新たな事業として示された重層的支援体制整備事業においては、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施が事業の要件とされている。3つの支援の一体的実施により期待される効果は次の通りである。

- 相談支援で浮かび上がったニーズについて、参加支援を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加支援の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援を行うなど支援の充実が図られる。(相談支援の充実・社会参加メニューの充実)
- 地域づくり支援と参加支援の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される。(地域資源の開拓)
- 地域づくりの推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくられ、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援へ早期に繋がりがやすくなる。(地域の支え合い)

ii) 当別町共生型地域オープンサロン Garden(以下、オープンサロンGarden)の概略

オープンサロン Garden は、平成 19 年度「地域空間整備等(推進)交付金における新たな「共生型」基盤整備事業」により、当別町内のJR石狩当別駅から徒歩5分の立地に設立された。子どもから高齢者、障害のある人、大学生を中心にあらゆる地域住民を対象とした「日常的なごちやまぜ福祉」を象徴する地域福祉拠点として、厨房とカフェスペースを活用した障害者に対する就労プログラムの提供や高齢者ボランティアが介護予防として店番をして子どもたちと交流する駄菓子屋さんの運営、住民主体のコミュニティカフェ事業「一日コックさん」などの種々の事業を運営してきた。

地域ニーズの変化に伴い、平成 30 年ごろより拠点の常設運営を縮小し事業構造の再検討を重ね、令和 2 年 7 月に、事業内容をリニューアルして常設再開した。リニューアル後の主な機能は次の通りとなっている。

イ) 障害者総合相談支援センターと居宅介護支援事業所の複合拠点

ロ) 多様な就労体験の場

ハ) 子どもの学習・生活支援事業

ニ) 地域とのつながりを育む場

共生型拠点を活用した包括的支援の構築 ～「育む」「働く」「つながる」支援

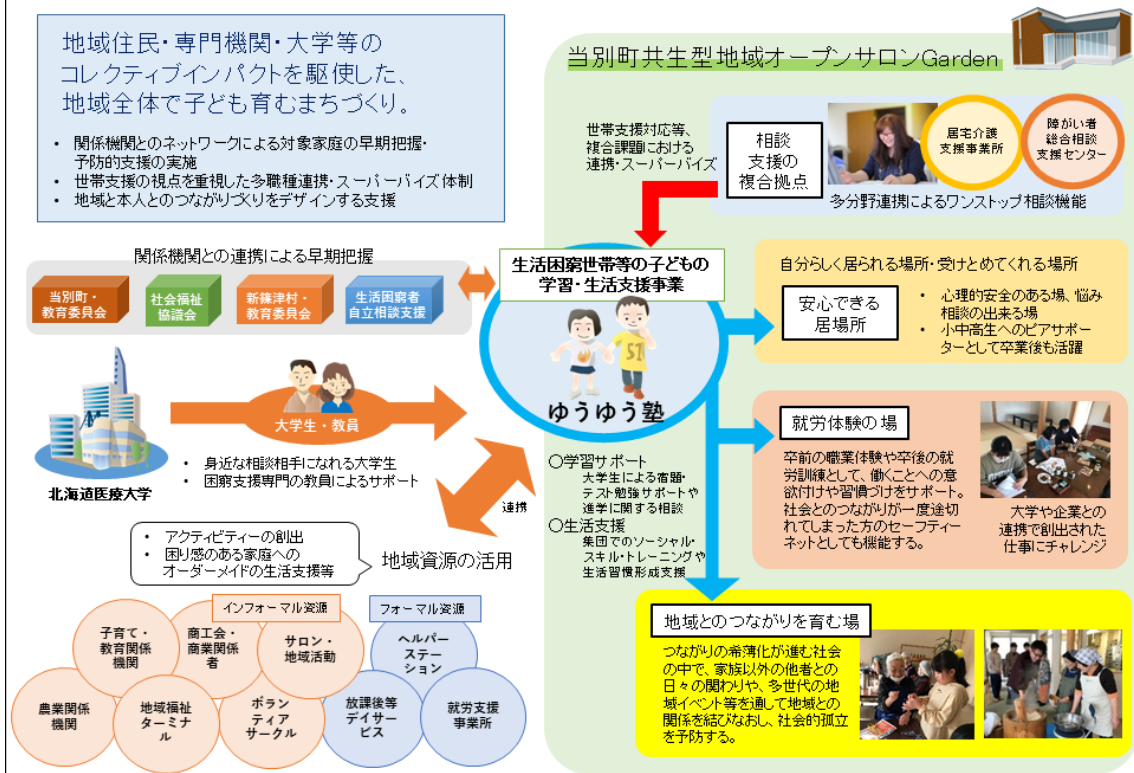


図 当別町共生型地域オープンサロン Garden の事業説明

以上のように、地域オープンサロン Garden は、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの機能を一体的に実施できる拠点として整備されている。よって、本拠点の効果検証を行うことにより、3つの機能が同時に存在することの意味を検証することが出来、重層的支援体制整備に期待できる具体的な効果を明らかにすることが期待できることから、今回の試行検証に至った。

iii) 検証方法

オープンサロン Garden において、実際にどのような効果が発揮されているのか、今回は特に相談支援関係者への効果を軸に検証した。

・期間:2020年10月～12月

・方法:

2週間おきの相談支援員(障害者総合相談支援センター管理者(相談支援専門員)、居宅介護支援事業所管理者(主任介護支援専門員)、計2名)へのヒアリング調査

・内容:

2週間ごとに、「拠点で起きた出来事や変化について」、「その出来事や変化が支援者に及ぼし

た影響」を軸にヒアリングを実施

iv) 検証結果

継続的なヒアリングを通して、オープンサロン Garden では、次の 5 つの機能が発揮されていることが観察された。

a.) 一体的実施による「安心できる人・場所」の提供、伴走型支援の実現

相談支援を経て具体的な支援サービスにつながるまでの間の「ゆらぎ」「狭間」の時期を、相談員や地域住民に見守られつつ試行的に誰かと何かを体験してみる場で過ごせることで、当人に「安心できる人・場所」という拠り所を提供できた、というような、まさに「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」が一体的に実施されることの意義を抽出できた事例が、観察期間内にいくつか生じていた。

就労意向はあるが現在は実家で暮らしている若者が、近隣住民の紹介で相談支援専門員と接点を持ち、数回面談を重ねる中で、次第に一人でオープンサロン Garden へ来所するようになった。秋ごろに、就労支援員の協力も得ながら、拠点で軽作業の就労体験を実施。それ以降、少しでも報酬を得る作業を繰り返し、徐々に社会復帰していきたいという意向を話すようになった。

面談の中で、本人は「今まで様々な相談機関に行ったが、深刻にとらえられ、すぐに就労しなきゃ、と焦ってガチガチしていたが、Garden では『ゆっくりでもいいんだ。』』と思える。来やすい。」と話していた。ひきこもりなど、社会との接点が薄い状態の当人の場合は、直ちに就労先などの紹介による自立を目指す前に、まず「この人だったら安心できる」「この場所だったら大丈夫」という安心感と自信を持てる環境と支援が必要であることが、ケースを通して一例として示されたと言える。11月のある日の体験作業中には、同じく Garden で行っている学習支援に通ってくる子どもたちとも話したり作業について教えたりしながら活動をしていた。拠点での活動を通して、本人がまず軽作業と言う地域の中での役割を持ち、そこからさらに、子どもにとっての支援者になっていく。人や場所の安心感に支えられながら、誰かを支える存在になっていくという、地域共生社会の目指す理想のひとつが、顕現していた。

b.) 多分野連携による世帯の複合課題への対応・高齢障害者への円滑な対応

介護保険分野・障害者支援分野それぞれにおいて相談支援を専門とする者同士が日常的にコミュニケーションを取れる環境であることによって、世帯の複合課題への対応について早期に他分野の視点を求めて互いに相談できた事例が、期間内でも数例現れた。例えば、ケアマネジャーが訪問した高齢者宅に、障害が疑われるひきこもりの子どもがいた場合などに、関係性の構築やつなぐことが可能な支援先の情報など、早期に相談することが可能となっている。

また、今後も増加が見込まれる高齢障害者のための制度間連携についても、分野間の連携がスムーズに図れることによって、利用者にとっても安心した情報支援が可能となっていた。65歳に達

した身体障害・統合失調症の利用者に対し、介護保険制度について説明するにあたり、障害分野の相談支援専門員のみで理解しわかりやすく伝えることは難しい内容もあるため、介護保険の説明に長けたケアマネジャーにフォローを依頼する場面があった。

c.) 地域とのつながり構築

新型コロナウイルス感染症への警戒が続く中、従来のような規模、距離感による住民イベントの企画・開催は困難な1年であった。そのため、拠点リニューアル時の構想にあったような多世代交流は十分に開催できていない現状がある。しかしながら、拠点設立当初の「日常的なごちゃまぜ福祉」の支え手として地域活動をしていた方々と、リニューアル後に新たに拠点で活動するようになった事業所との間での交流が、小規模ながら生まれ、継続している。当別町で森林保全活動を行うボランティア団体が、拠点の新しい看板の作成を担ったり、長らく町内でボランティアとして活躍し、現在は在宅で妻を介護している90代の男性が、時折息抜きに来所し相談支援員と言葉を交わしたりなど、地域活動の担い手の方々と相談支援員との新たな繋がりが構築されていた。地域住民の方にとっては「相談支援」という領域が身近に感じられるきっかけとなり、「まちの専門職」として各分野の相談支援員が予防支援的な役割や「困ったときに頼れる、気軽に相談できる」安心感づくりの役割を發揮できる可能性が拓けている。また、相談支援員にとっても、地域住民との接点を日常的に作りやすいことで、地域資源を活用した柔軟な「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の実現を地域住民と協働して実施していく素地が見出され、オーダーメイドの支援開発が進められることが期待できる。

d.) 相談員の専門的視点を活かした他事業へのアドバイス

同じ空間に「相談支援」の他、社会参加を支援する機能や地域づくりに関わる機能が併設されていることで、それぞれの視点や専門性を活かした支援のブラッシュアップが実現されている。

一例としては、同一拠点内で週に1回実施されている子どもの学習・生活支援事業について、担当職員からケース会議の進め方について相談があった際に助言を行ったり、利用児童の精神・健康上のリスクが懸念されるケースについて、関わり方のアドバイスを実施したりするということがあった。また、事業に参加しているボランティアが支援について悩みを抱えた際には、相談支援員が担当職員も交えてケース会議形式で協議の機会をつくり、支援者間の対話と支援に向けた共通認識作りをサポートしていた。

e.) 相談員同士の資質向上及びメンタルケア

障害分野の相談員と介護分野の相談員（ケアマネジャー）が同じ空間内で業務をする中で、お互いの分野に関する知識や実践がより身近になり、結果、複雑な課題を抱える個人や世帯に対してのアプローチの姿勢や方法に積極的な変化が生じるようになっていた。

例えば、ケアマネジャーが、障害相談利用者の来所を目にしたり、就労継続支援を受けている様子などを見、休憩時間を共に過ごしたりする中で、発達障害のある方への適切な関わり方について

て、支援担当者や相談支援専門員に相談して理解を深める機会を得ることが出来ていた。こうした関わりにより、ケアマネジャーは、増加が見込まれる高齢障害者のニーズへの対応力を高めたり、自分の担当利用者との関わりの中から障がいの疑いのある家族を発見した際のアプローチに関して、いち早く他機関の紹介が出来たり関係性づくりに踏み込んだりなど、包括的な支援体制の推進に資する意識変容・行動変容が起り始めている。

逆に、障害分野の相談員がケアマネジャーに、認知症に関する知識や関わり方のアドバイスなどを求めることもあった。認知症を当人のみならず家族への影響を含めて捉える視点をすることで、家族に関わる支援チームの一員としての相談支援専門員の存在が、支援対象家庭の安心感にもつながるような資質向上を図ることが出来ていた。

また、日常的に多忙な相談業務の中で、それぞれの相談員が、電話対応後の声掛けなどを通して、細やかに他の相談員のストレスケアを図っている様子も見られた。分野は違えど、相談員として抱える対人援助業務における精神的負荷については、お互いに共感出来る内容がある。特に若い相談員に対し、主任ケアマネジャーが業務上の悩みに耳を傾け、共感を示し、適切なアドバイスを行うなどし、分野を超えて主任ケアマネジャーの高い専門性とスーパービジョン力を発揮していた。こうした分野を横断した相談支援事業所の集積によるメンタルケアの在り方は、一分野、一事業所あたりの相談員の人数規模の増大が難しくそれ故に同事業所職員間のコミュニケーションやメンタルケアの体制確保に苦心する小規模自治体では、相談員のバーンアウトを予防し安心して働き続けられるために、特に効果的な仕組みとして注目に値する。

③体制検討の振り返りと今後の展望

当別町においては、人口規模とこれまでの地域共生社会実現に関連した活動の積み重ねから、体制整備の意義についての共通理解と課題の抽出の段階から、専門職と一般町民とが一緒に学び、ディスカッションをする機会を設けることが可能であった。故に、相談支援に関する課題抽出のみではなく、一般町民からみた地域づくりに向けた取り組みの在り方や担い手としての想いなども、グランドデザイン案に反映させるべき要素として含ませることが出来、次年度以降の検討の土台を広く形作ることに成功している。

但し、今回は体制整備についての共通理解と課題抽出の機会としては1回のセミナーのみであり必ずしも多くの町民が参加できた機会とは出来なかったため、今後、より議論を深めていくためには、回数を重ねるなどして、より広い範囲の町民の声を集めながら、課題抽出を繰り返していく

既存の相談機関の業務整理の視角では、支援機関数が限られることから既に関係者同士の顔の見える関係性は形成されている状況であったことを鑑み、まずは相談支援機関ごとの業務の構造整理に取り組んだ。それにより、「各機関で業務改善の取り組みが図れそうなもの」「他機関との協働による効果的な実施が望まれるもの」など、各機関内で業務の取り組みに関する方向付けがある程度なされる議論が生まれるようになっていく。機関ごとにそうした課題意識を顕在化することで、次のステップの機関を超えた協働の検討にあたり、ケースや会議・研修など具体的な事案に即した議論を展開することが出来た。

次年度は、当別町次期地域福祉計画の策定年度ともなっている。今年度抽出された課題を共有した上で、町全体の仕組みとしてどうデザインしていくのか、より広範な議論に展開していくことが望まれる。

(2) 苫小牧市(北海道)

①自治体概況

- 人口:170,555 人(令和 2 年 3 月末時点)
- 主な相談支援機関
 - 地域包括支援センター:委託 7 か所(市内の社会福祉法人、医療法人、社会医療法人等)
 - 基幹相談支援センター:市直営 1 か所+3 法人に委託
 - 生活困窮者自立相談支援事業所:市直営 1 か所
 - 利用者支援事業(基本型・特定型):2 か所
 - 地域子育て支援拠点事業:4 か所

➤ 体制整備に向けた現状

苫小牧市は、新千歳空港に近く、また北海道の海の玄関でもある。その影響もあってか、人口総数は平成 25 年度をピークに微減のフェーズにあるものの、転入数は転出数を超過しており、また合計特殊出生率も全国平均及び全道平均を上回っている。市内でも地域ごとの特色が大きく、7 か所に点在する地域包括支援センターも、地区ごとの高齢化率をはじめとしてそれぞれが直面している地域状況は大きく異なる現状がある。

本年度は、第 2 期苫小牧市地域福祉計画の最終年に当たる。次期計画の策定に向けて、包括的支援体制の研究・検討を今年度進める意向があり、また、特徴の異なる各地域での地域づくり・交流拠点整備の取り組みも進んでいる。

②包括的支援体制構築に向けた取り組みの実施プロセス

A) 検討作業の位置づけ

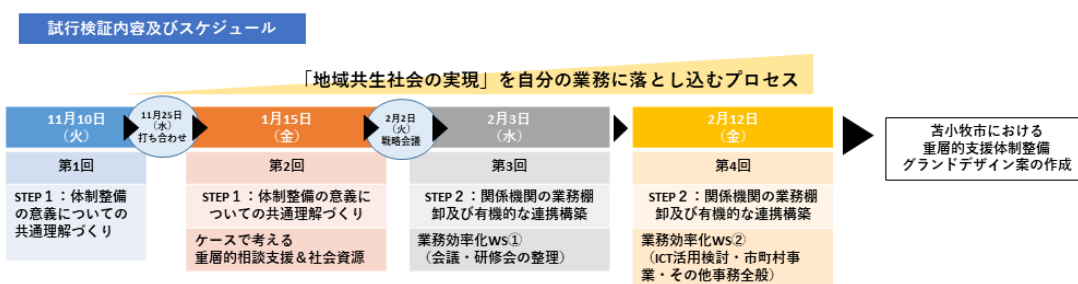
苫小牧市では、第3期苫小牧市地域福祉計画(令和3年度～)の策定に向けて、令和元年度に地域ニーズ把握等のための一連の取り組みを地域住民と共に実施している実績があった。

【令和元年度実施内容】

- ・ 市民意識調査(7月)
- ・ 地域福祉セミナー(9月)
- ・ 共生社会シンポジウム(11月)
- ・ 地域懇談会(12月～1月)

さらに、苫小牧市が独自で策定した『苫小牧市行政創革プラン』(取組期間:令和2～6年度)において、「相談者の負担軽減を図るため、障がい福祉、介護福祉、生活困窮、生活保護、ひきこもり、成年後見等のふくしに関する総合的な相談支援体制を整備するとともに、相談窓口の一元化を図る」ことが掲げられている。

これらの動向を踏まえて、令和2年度は、行政創革プランに掲げられた総合的な相談支援体制整備に向けた庁内連携体制の構築と、改正社会福祉法で示された新しい事業(重層的支援体制整備事業)の活用による計画ビジョンの実現・深化の検討をすべく、今回の体制検討を実施する運びとなった。



※ コロナ感染拡大の状況を鑑み、全5回から全4回へ研修計画変更。
「社会資源」についての共有と検討を第5回に位置付けていたが、第2回テーマにあわせて検討することになった。
あわせて、1回あたりの実施時間を2時間以内に変更。

B) 体制整備の意義についての共通理解づくり

① 【地域共生社会実現のための人材育成研修】の研修パッケージの作成と実施

苫小牧市における検討プロセスでは、体制整備の意義についての共通理解から、業務の構造整理までのプロセスを、専門職向けの一連の「研修」と位置づけて、事前課題と当日のグループディスカッションから成るワークショップ形式で遂行した。

i) 第1回研修

開催概要	
開催日時	2020年11月10日(火)13:30-15:30
開催場所・方法	苫小牧市文化会館 第2・3会議室(苫小牧市旭町2丁目8-19) *ワークショップ実施のため、可動式の椅子・机のある会場とする。 *政策説明はオンラインにて実施。 *対談のうち、加藤氏はオンラインにて参加予定。
当日の参加人数	25名
プログラム	<p>13:30-13:35 (1)開催挨拶 司会:苫小牧市福祉部総合福祉課 福祉総務担当主査 石橋氏 挨拶:苫小牧市福祉部 次長 大橋氏</p> <p>13:35-14:00 (2)政策説明 「地域共生社会の目指すところ」 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 課長補佐 國信綾希氏</p> <p>14:00-14:30 (3)対談 「包括的支援体制整備と専門職のこれから」 社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障害者相談支援センター長 加藤恵氏 北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科客員教授/社会福祉法人ゆうゆう理事長 大原裕介氏 *内容:半田市の包括的支援のための取り組みの紹介(20分) 対談による般化(10分)</p>

	14:30-14:35 休憩
	14:35-15:30 (4)ワークショップ 「自分が取り組みたいとおもったこと」・「取り組み推進にあたっての課題」 のワークシートへの記入とグループでの共有

出席機関	
種別	機関名
行政	福祉部生活支援室
	福祉部総合福祉課
	福祉部障がい福祉課
	福祉部介護福祉課
	福祉部発達支援課
	健康こども部こども育成課
	健康こども部こども支援課
	健康こども部青少年課
	健康こども部健康支援課
団体	苫小牧市社会福祉協議会 (CSW2 名配置)
相談機関	苫小牧市基幹相談支援センター (市直営 + 3 法人から職員派遣)
	地域包括支援センター (委託 7 か所)
	生活困窮者自立相談支援機関 (市直営)
	子ども・子育て相談ナビ (利用者支援相談窓口) (所管: 健康こども部こども育成課)
	子育て世代包括支援センター (母子保健型利用者支援事業) (所管: 健康こども部健康支援課)
その他	生活支援コーディネーター (2~3名、介護福祉課所管、社会福祉協議会に委託)
	苫小牧地域生活支援センター (せらび) (地域活動支援センター I 型ほか)
	NPO法人ワーカーズコープ (生活困窮者就労準備支援事業)

CASE 2：苦小牧市

【参考】苦小牧市【地域共生社会実現のための人材育成研修】第1回で使用したワークショップシート

ワークショップシート		(記入任意) ご所属：	ご氏名：
1. 講演の感想			2. 自分が取り組みたいとおもったこと
4. 市町村で今後取り組むべきことについてのアイデア			3. 取り組み推進にあたっての課題 (具体的に) *ケースのことも政策策面でも業務的なことでも構いません! *自分のこと・所属先のこと・苦小牧のこといずれでもOK!

図:第1回研修のワークショップで使用したワークシート(個人記入用)

ii) 第2回研修「ケースで考える重層的相談支援&社会資源」

開催概要	
開催日時	2020年1月15日(金)13:30-15:30
開催場所・方法	苫小牧市民会館 小ホール(北海道苫小牧市旭町3丁目2-2)
参集機関	第1回と同様
進行	大原裕介氏(北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科客員教授/ 社会福祉法人ゆうゆう理事長)
アドバイザー	*オンライン参加 加藤恵氏(社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障害者相談 支援センター長) 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
事前課題	ワークシートあり
プログラム	13:35-14:10 グループディスカッション① (A)「連携して対応に成功したケース」 (a)「連携の成功要因」 14:10-14:30 全体共有(1~2チーム程度)+アドバイザーコメント 振り返りシート記入 14:30-14:40 休憩 14:40-15:10 グループディスカッション② (B)連携が難しかった/関知したが、解決に結びつかなかったケース (b)連携しなかった機関は? (c)あったらよかった社会資源は? 15:10-15:30 全体共有(1~2チーム程度)+アドバイザーコメント 15:30 終了・アンケート記入

C)各相談支援機関の業務棚卸・情報共有

i)第3回研修「会議・研修の業務効率化を考える」

開催概要	
開催日時	2020年2月3日(水)13:30-15:30
開催場所・方法	苫小牧市文化会館 第2・3会議室(苫小牧市旭町2丁目8-19)
参集機関	第1回と同様
進行	大原裕介氏(北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科客員教授/ 社会福祉法人ゆうゆう理事長)
アドバイザー	*オンライン参加 加藤恵氏(社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障害者相談 支援センター長) 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
事前課題	ワークシートあり
プログラム	13:30 開始・本日の進め方説明 13:40-14:20 グループワーク (1)進行役・書記役の決定 (2)事前課題シートをグループで共有 (3)ディスカッション →出たアイデアについてグループで一つのシートにまとめる 14:20 休憩 14:30-15:15 公開メンタリング 代表1グループに、前半の議論内容について発表していただき、アド バイザーからコメントを受ける。 15:15-15:30 各グループで内容ブラッシュアップ・感想共有 15:30 終了・アンケート記入

備考	当初、第3回・第4回研修は、障がい関係部署・生活困窮者支援・生活保護関係部署のみが参加予定であったが、第2回研修までの内容に対する好反響から、第3回以降の研修も第1回・第2回と変わらない参集機関を対象に実施出来る事となった。
----	--

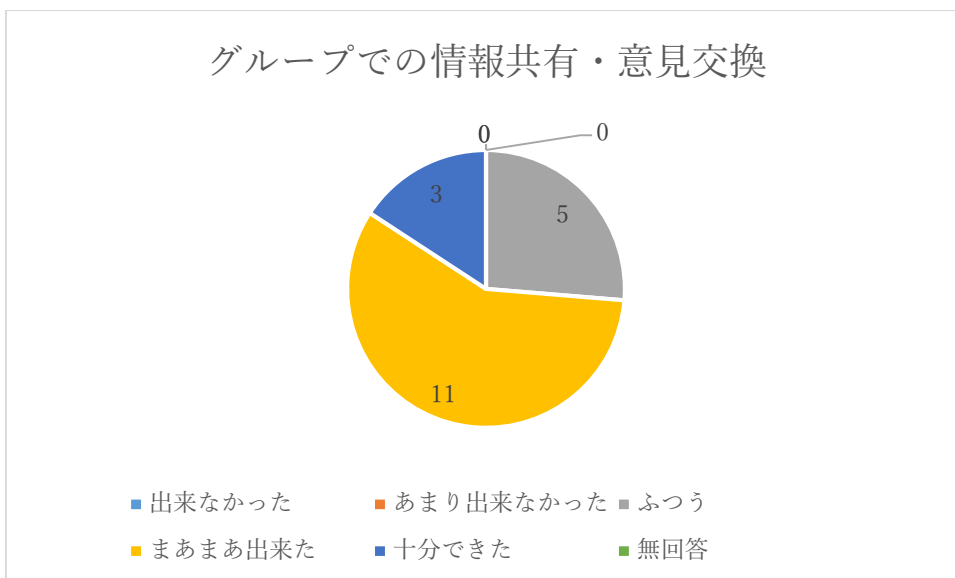
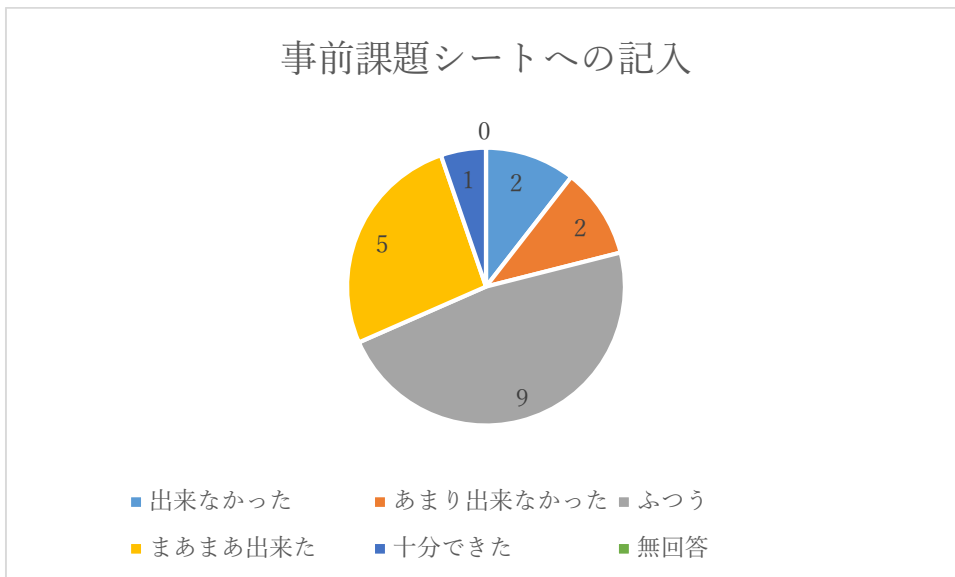
ii) 第4回研修「事務・事業の効率化を考える」

開催概要	
開催日時	2020年2月12日(金)13:30-15:30
開催場所・方法	苫小牧市民会館 小ホール(北海道苫小牧市旭町3丁目2-2)
参集機関	第1回と同様
進行	大原裕介氏(北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科客員教授/ 社会福祉法人ゆうゆう理事長)
アドバイザー	*オンライン参加 加藤恵氏(社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障害者相談 支援センター長) 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
事前課題	ワークシートあり
プログラム	13:30 開始・本日の流れ説明 13:40-14:10 事例検討ワーク ①グループで一人ずつ、意見を話す(20分) ②意見交換からの気づきについてアドバイザーからのグループインタ ビュー(10分) 14:10-14:40 効率化ワークショップ ①グループ内で進行役・書記役を決める。 ②各自の事前課題シート発表 ③「どこともつながれなくて困っている人」についても、話してもらう。他 事業所の資源とマッチングできそうか、など「社会資源の共有」の視点 で話してみる。

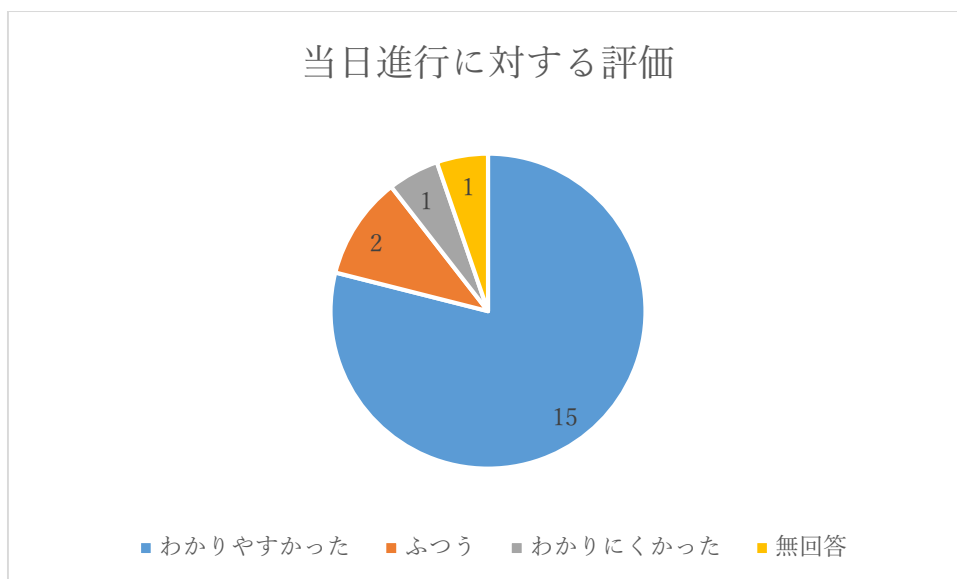
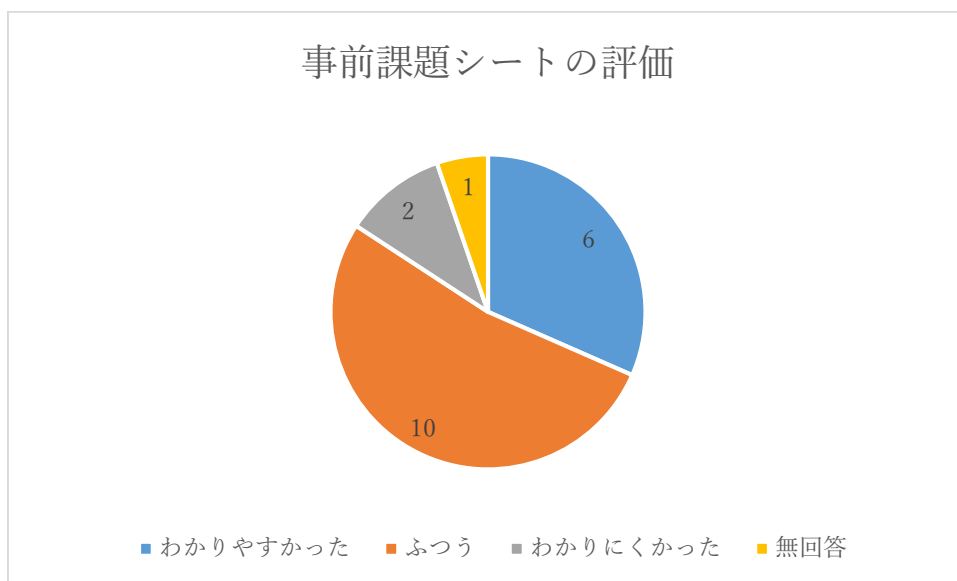
	<p>14:40-14:50 休憩</p> <p>14:50-15:30 全体発表(2~3グループ)・アドバイザーからのコメント</p> <p>15:30 終了・アンケート記入</p>
備考	<p>第3回ワークショップ後、アドバイザーから、各分野の視点や行動の違いを実感する機会として事例検討ワーク実施の提案あり、実施することになった。</p>

v) 全体振り返りアンケート集計結果

【研修への取り組み状況の振り返り】

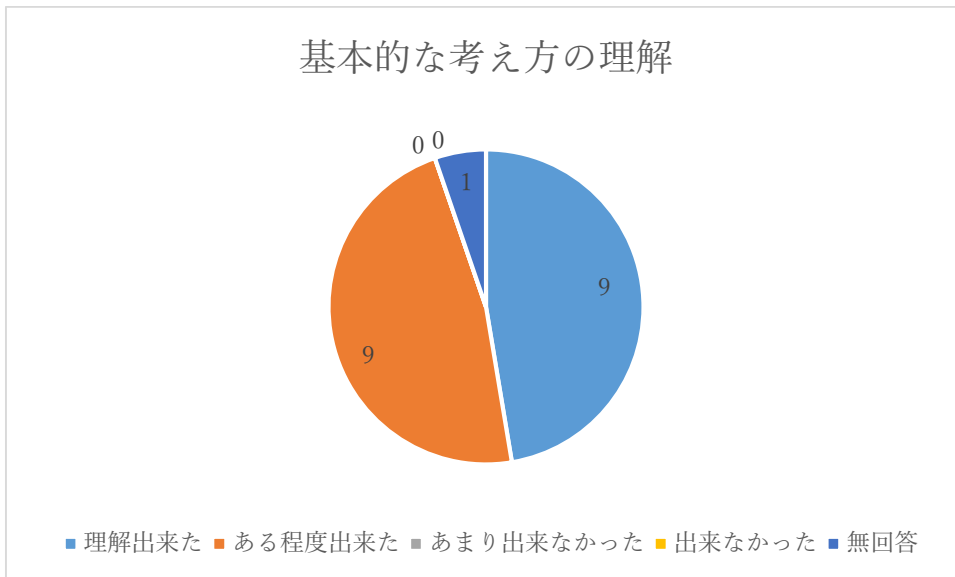


【研修運営・教材に関する評価】

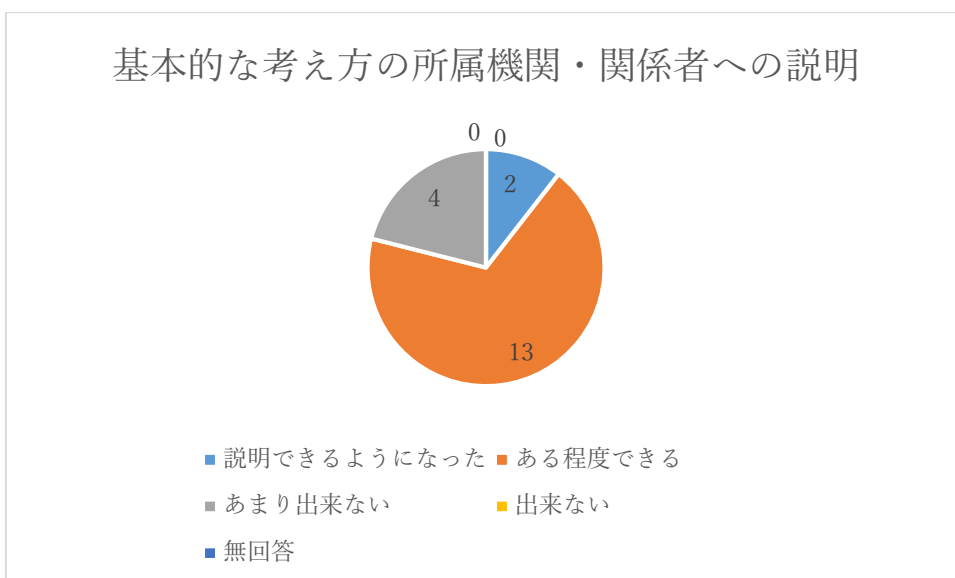


【地域共生社会推進に関する理解】

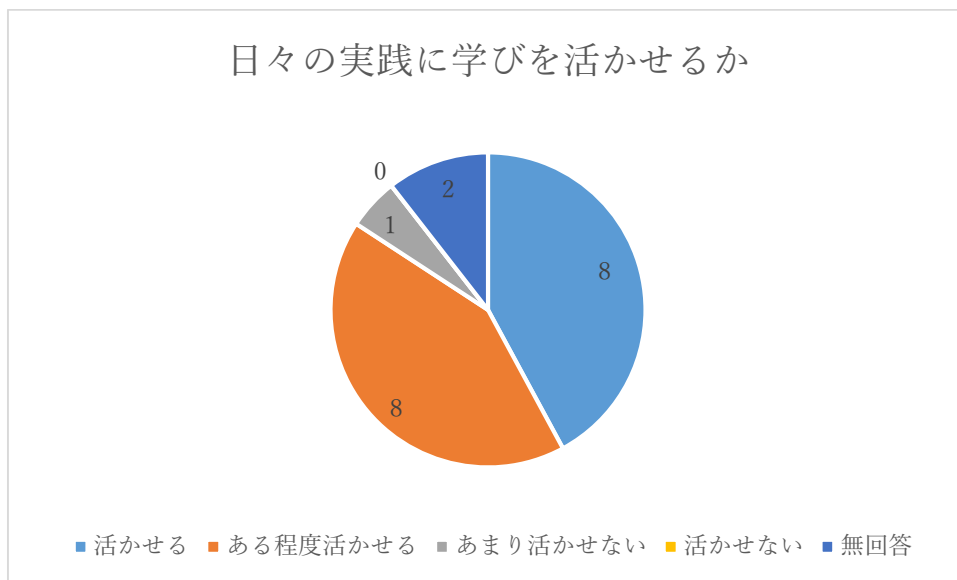
(1) 困難を抱える当事者・家族を支援するにあたって、これから必要となる基本的な考え方について、理解できましたか？



(2) 基本的な考え方を、所属機関・関係者に説明できるようになりましたか？

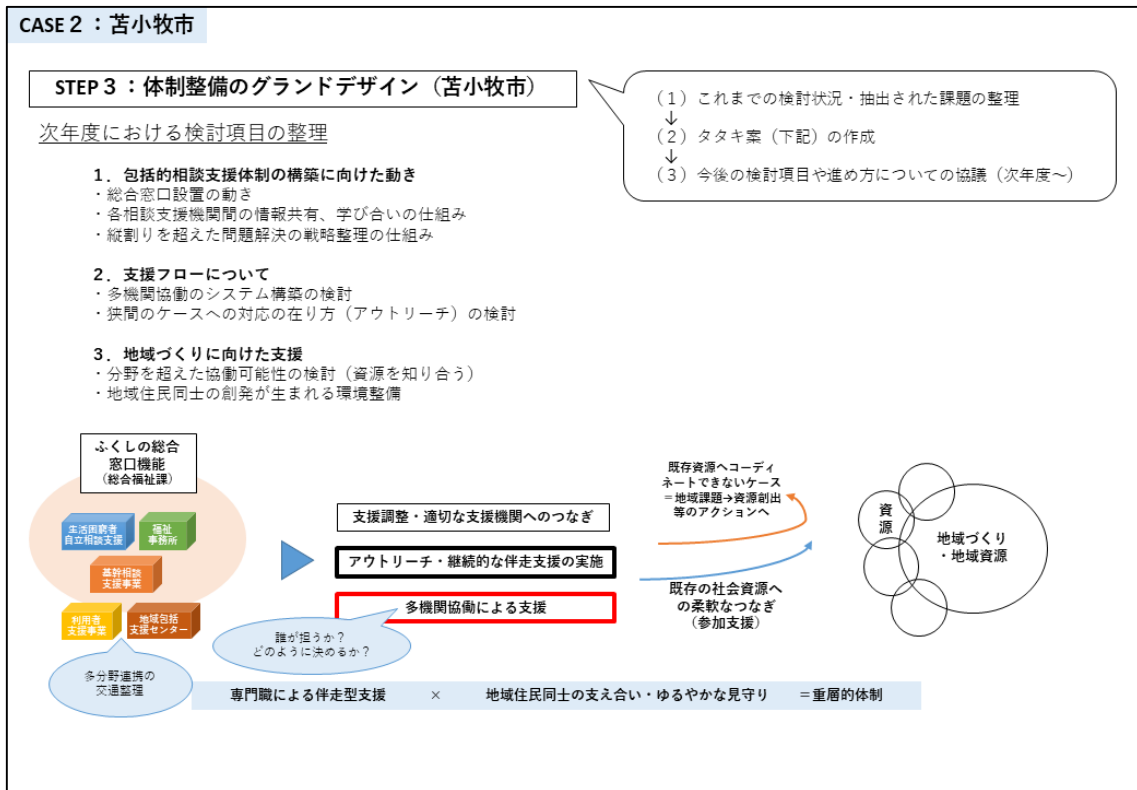


(3)これまで学んだことや気づきを、日々の業務での実践(困難を抱える当事者・家族への支援や関係者への相談など)に活かしていくことができますか？



D) 体制整備のグランドデザイン案作成

これまでに一連のプロセスを経て抽出された課題や地域の強み、必要とされる機能のアイデアを
図表に落とし込んで整理することを最後に試みた。



③体制検討の振り返りと今後の展望

苫小牧市は、地域包括支援センターの担当圏域が7エリアに分かれている通り、広域故に他分野同士の知り合う機会が有志による自主勉強会等を除き少なかつた状況があり、今回の一連の研修を通して、他分野の専門職同士がまず顔を合わせ、互いの活動について知り合うことが出来たことが今回の成果のひとつとなった。今後は、まずはより分野間の情報共有・相互理解を継続的に進めた上で、あらためて業務整理・業務構造化の視角からの協働の検討に臨むことで、実効的な関係者間の連携体制の構築が推進されると目される。

今回実施した全4回の研修に関しては、実施後の苫小牧市やアドバイザーとの振り返りの中で、改善点の抽出も行うことが出来た。具体的には、体制整備の意義についての共通理解を深める第1回研修の段階で、今回第4回研修で実施したような事例検討を通じた分野間の視角の違いや必要なアプローチに関する洞察を深める動機付けを行うような内容をプログラムに盛り込むことで、その後の研修の意義づけがより高まることが期待できる。また、新型コロナウイルス感染症への対策を鑑みて回数・時間を短縮した今回の研修パッケージの中では盛り込めなかったものの、「参加支援」を推進するための前提となる理念理解・情報共有のための「社会資源のシェアを進めるワークショップ」の開催の必要性についても、次のステップとして実装検討を進めることが望まれる。

3. 本研究事業の成果と課題

(1) 効果・成果

① 包括的支援体制整備の実効的プロセスの提示

今回規模や資源状況の異なる2市町で試行した上記検討プロセスは、これから体制整備に取り組む市町村に対して、そのプロセスの大筋や協議過程、市町村の規模等に応じた進め方、工夫の仕方を示すものとして、それぞれの市町村で実情に応じた体制整備の際の参考として活用され、推進に寄与していくことが期待できる。

地域性に応じた取り組み方の違いについては、次の通りである。

【当別町の検討プロセスの特徴】

当別町は小規模自治体であることから、体制整備の意義についての共通理解と課題抽出の段階から、専門職以外の住民と一緒に学び、検討をしている。

また、相談機関を委託で運営していることから、相談機関ごとの業務の構造整理に取り組んだ上で、関係機関間の協議を進めている。

【苫小牧市の検討プロセスの特徴】

苫小牧市では、各分野の相談支援機関を対象として、一連の研修パッケージとして検討プロセスを位置づけて試行した。顔を合わせたことのない他分野の専門職同士のグループワークを重ねることで、課題抽出と並行しながらネットワークづくりに取り組んでいる。

② 具体的連携の在り方を整理するためのツールや方法の開発

2市町での包括的支援体制構築の試行にあたって、業務棚卸の過程で必要と思われる業務整理表や、協議の方法としてのワークショップのプログラムやワークシートなど、様々なツールや方法が開発された。今回開発されたツールやノウハウを整理・公表することで、次年度以降に体制整備の検討を進める市町村がそれを活用・応用し、より円滑に検討プロセスを進められることが期待できる。

(2) 今後の課題、展開

① より多様な自治体での体制検討の試行によるプロセスの有効範囲の検証

今回は、人口1万人規模の当別町と17万人規模の苫小牧市の2市町での包括的支援体制の整備プロセスを試行した。異なる規模や地域資源状況のこの2市町においてもプロセスの大まかなステップについては共通した手順を適用可能であることが今回の試行を通して明らかとなったが、相

談支援機関間の連携構築の前提となる関係性構築や、分野を超えた業務整理・効率化については、地域規模に応じて異なる進め方が必要とされた。より広域な、あるいは人口規模の大きい都市部等において、どの程度今回のパッケージが効果的に運用可能かなど、今後さらなる試行検証の余地が残されている。

②体制整備のグランドデザイン以降の事業実装化のプロセス構築

2市町それぞれにおいて、今回は「理念形成→業務整理→グランドデザイン案構築」までを試行的に実施することが出来た。令和3年に施行される改正社会福祉法に位置付けられた「重層的支援体制整備事業」として具体化し実施することを目指す場合にはさらにどのようなプロセスを経る必要があるのか、という点については、引き続き追跡・整理を進めることで、より多くの自治体が今後事業の実施・検討を推進する上での参考とすることが出来ると期待できる。

4. 参考資料

- セミナー内容資料(苫小牧市第1回～第4回)
- ワークショップシート
- 事例レポート

令和2年度社会福祉推進事業

「包括的支援体制の整備に係る地域性を考慮した持続可能性の高い支援関係者間の
連携方策や業務分担に関する調査研究事業」

地域共生社会実現のための 人材育成研修

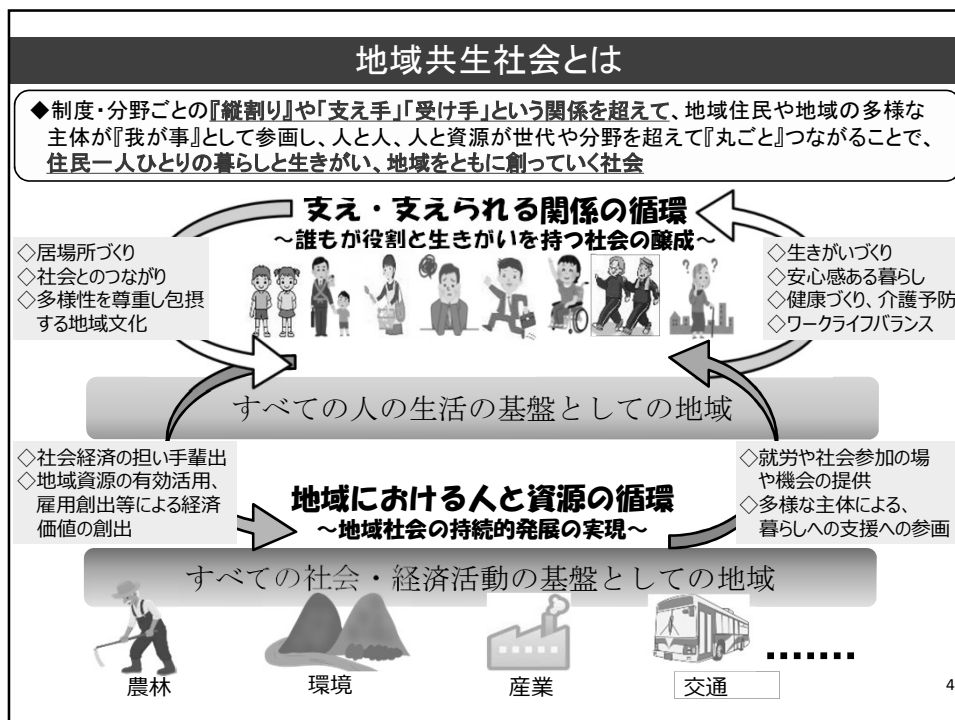
13：30 開始予定です。



社会福祉法改正を踏まえた 地域共生社会の推進について

※ 本資料は、現時点の検討内容等について整理したものであり、内容については今後変更等があり得ますのでご注意ください。

1. 地域共生社会の実現に向けた これまでの検討の経緯



日本社会や国民生活の変化（前提の共有）

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、**個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化（社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050）**している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、**個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。**

（共同体機能の脆弱化）

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、**未婚化が進行するなど家族機能が低下**
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる**日本型雇用慣行が大きく変化**
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

<人口減による担い手の不足>

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で**地域社会の担い手が減少**しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で、災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、**地域社会の持続そのものへの懸念**が生まれている

○ 高齢者、障害者、生活困窮者などは、**社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない**

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、**地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組**が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

5

我が国の社会保障の特徴

- **自助・互助・共助・公助の役割分担**
「自助」:自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持する
「互助」:家庭・地域など生活領域におけるインフォーマルな支え合い
「共助」:個人・世帯では負えない生活上のリスクを分散する社会保険制度
「公助」:自助・互助や共助では対応できない困窮などの状況に対し受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉
- **社会保障・労働制度は、「自助」と「互助」で対応が難しい場合に、これらを「補完する」と位置づけられてきた。**
- **公的支援制度は、社会の変化を背景に生じるリスク・ニーズに対し、対象者を定め典型的なサービスを準備する形で、順次、制度を拡充。**

6

「縦割り」と「一方向」の支援

● 「タテワリ」と「一方向」

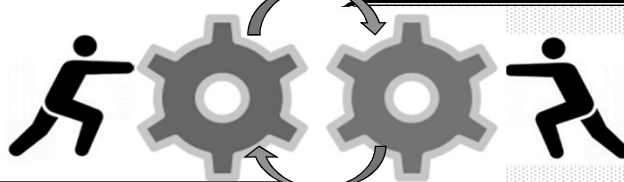
- 個人ごとに異なる**複雑化したニーズ**には答えにくい
- **制度の狭間**の問題
- 「支え手」「受け手」とに分かれ、**本人の持つ力を引き出すという発想**になりにくい
- 「課題解決型」：
 - ・ マイナスをゼロにするという視点
 - ・ 「自律的・能動的に生きる」ことを支えるというポジティブな視点は弱い

⇒そもそもそれぞれの人生は複雑。「狭間」はいつまでも埋まらず、「課題」も解決できないのではないか、という発想の転換

7

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- **本人が有する特定の課題を解決することを目指す**
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- **本人と支援者が継続的につながることを目指す**
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複雑化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

8

伴走型支援と地域住民の気にかけて関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
(※) 自律...個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

地域住民の気にかけて関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかけて関係性が生じ広がっている事例が見られる。



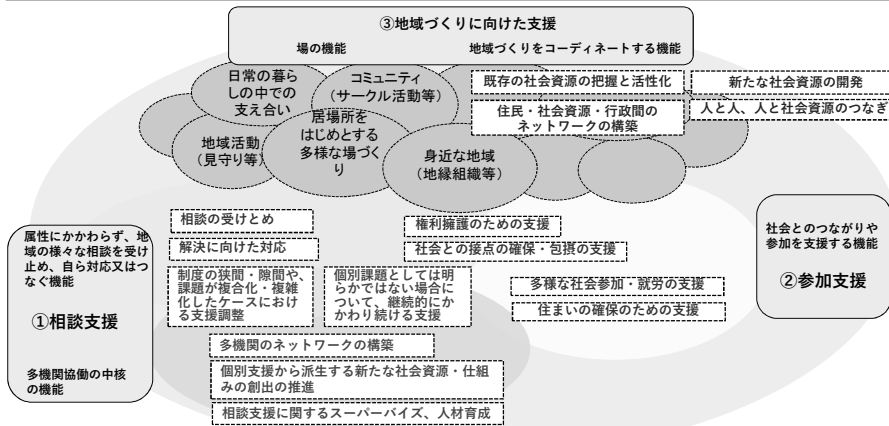
セーフティネットの構築に当たっての視点

- **人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。**
 - 一 地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - 一 専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、**地域におけるセーフティネットが充実していく。**
- 制度設計の際には、**セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備**を行う観点と、専門職等の伴走により**コミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂**の観点が重要。

9

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



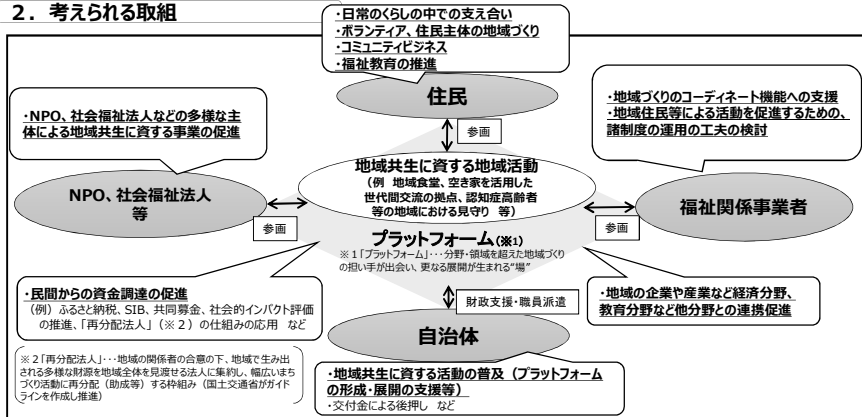
10

地域共生に資する取組の促進
～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、**住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。**
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、**画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。**

2. 考えられる取組

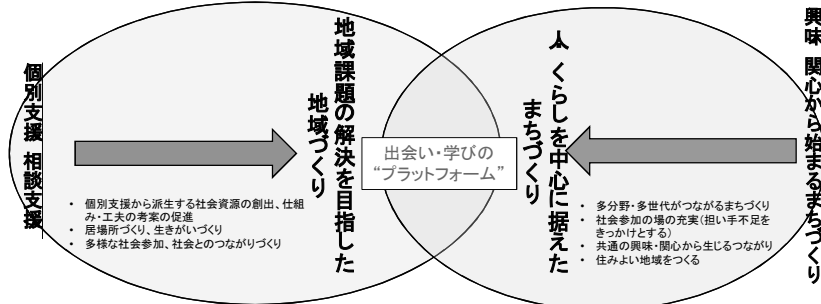


多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして**福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践**に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化の中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

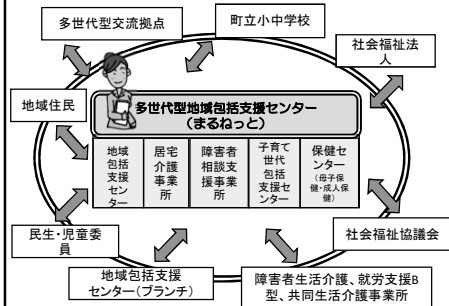
福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



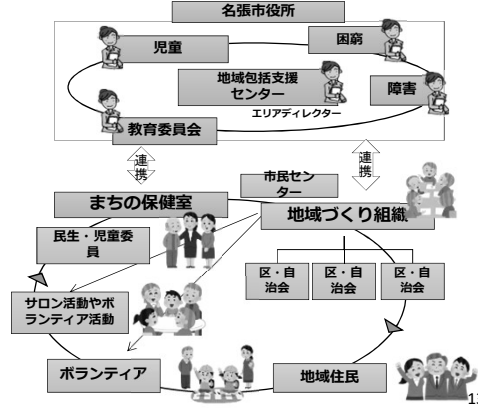
秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター（介護）をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、**多世代型地域包括支援センター（「まるねっと」）**を設置し、住民からの様々な相談に**ワンストップ**で対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に**相談員を配置**し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する**連携担当職員（「エリアディレクター」）**を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

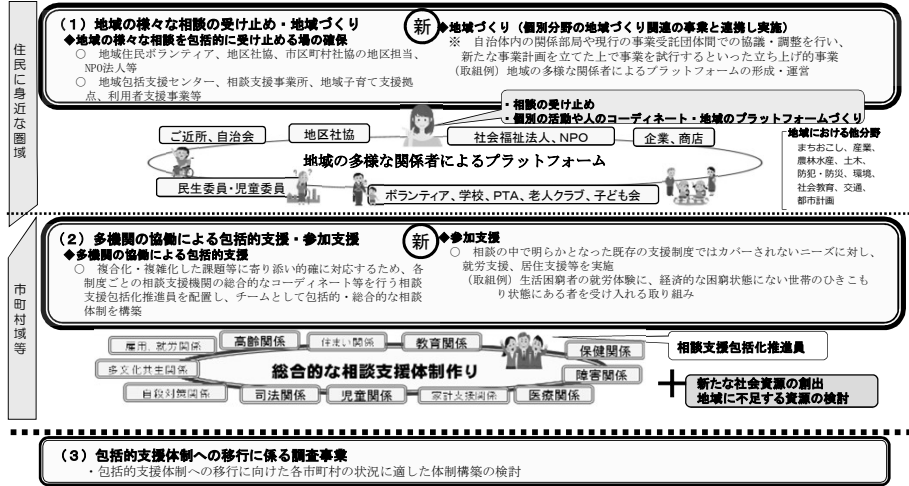
A町	<ul style="list-style-type: none"> ● 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 ● 正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 <p>⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。</p>
B市	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高年齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 ● 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、2ヶ月間タイムスタディ調査を実施。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。 <p>⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。</p>
C市	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 <p>⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。</p>

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

令和2年度予算：39億円
(令和元年度予算額：28億円)

実施主体：市町村(200-250か所)
補助率：3/4

相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの機能を一体的に実施



2. 新たな事業(重層的支援体制整備事業)の枠組みと考え方

2-1. 新たな事業の枠組みと考え方

17

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年(2017年)の通常国会で成立した改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)により、**社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり(※)に努める旨**を規定。
(※)包括的な支援体制づくりの具体的な内容
・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年(令和2年)を目途として、**市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討**を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、**包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施**しており、令和元年度は208自治体が事業を実施している。

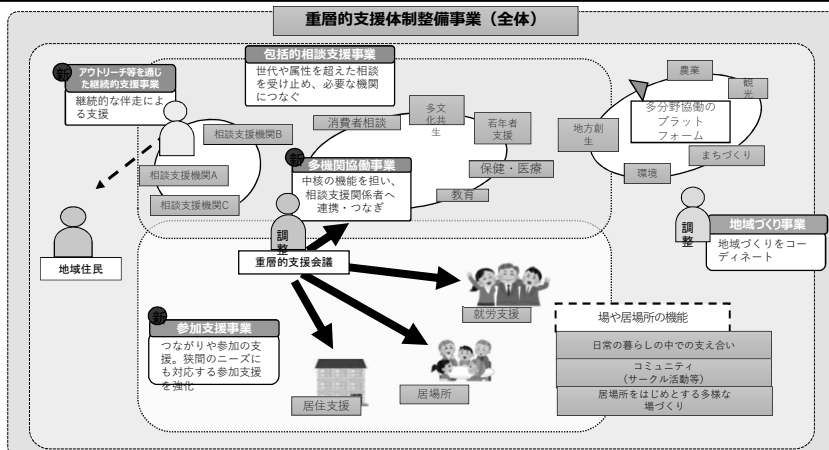
地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」を令和元年5月に設置。
- 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
<最終とりまとめで示された方向性>
- **本人・世帯が有する複合的な課題(※)を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。**
I 断らない相談支援 II 参加支援 III 地域づくりに向けた支援
(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)
世帯全体が地域から孤立している状態(こみ屋敷など) 等

18

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



19

重層的支援体制整備事業の実施にむけた体制構築の基本的な考え方

◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

- 重層的支援体制整備事業は、**市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めること**をめざすもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、**地域資源の強みを活かす体制**とする。
- **社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全て**を実施する。
 - ・各事業の**実施要件(人員配置、設備基準)**は引き続き適用される。
- 各事業は**委託による実施も可能**。
 - ・同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせる体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

◆ 体制整備に向けたプロセスが重要

- ・ どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- ・ 庁内の関係部局のみならず、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図りながら体制の構築をすすめていくことが必要。

20

新たな事業における3つの支援の内容

新たな事業 I～IIIの支援を一体的に実施

I 相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施
- 以下の2つの機能を強化
 - ① 多機関協働の中核の機能(世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能)
 - ② 個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能

II 参加支援

- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
 - (※1) 世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
 - (※2) 就労支援、見守り等居住支援 など
- 長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う

III 地域づくりに向けた支援

- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 以下の場及び機能を確保
 - ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による支援を実施

※ 支援プランの作成(多機関協働と一体的に実施)

重層的支援体制整備事業について(社会福祉法第106条の4第2項)

○ 重層的支援体制整備事業の内容

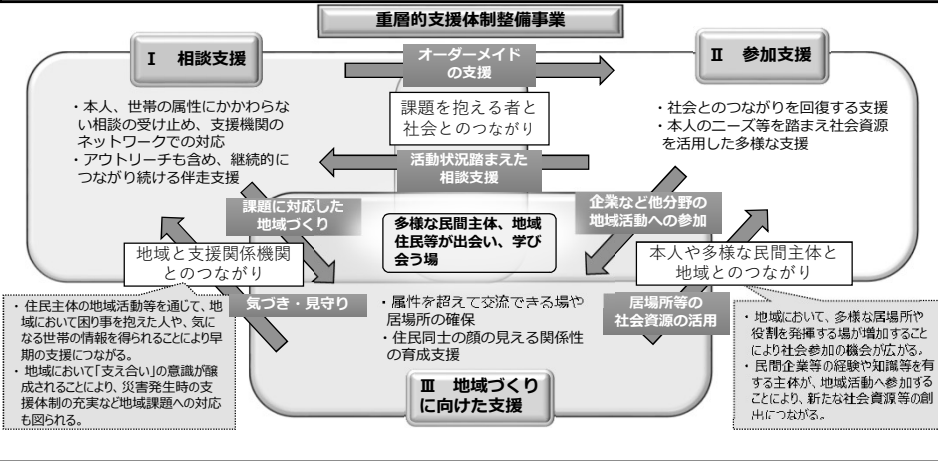
- ① 新事業の3つの支援について、第1号から第3号に規定。
- ② 3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	○	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(※通いの場を想定)
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	○	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	○	
第6号	支援プランの作成(※)	○	

(注) 生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。
(※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

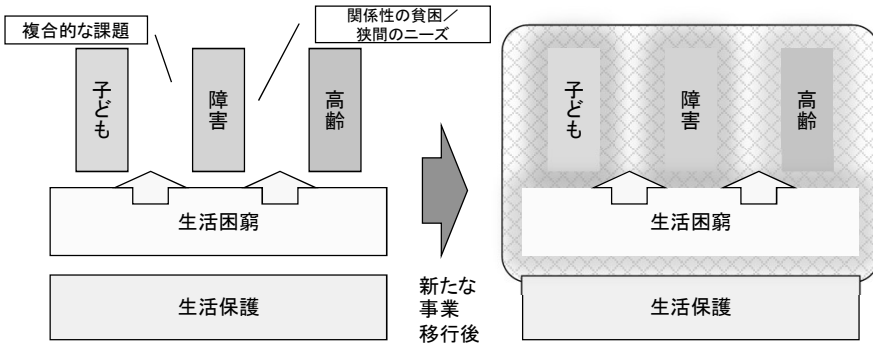
「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の相互関係

- 「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、以下のような効果が期待される。
 - ▶ 相談支援で浮かび上がったニーズについて、参加支援を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加支援の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援を行うなど支援の充実が図られる。（相談支援の充実・社会参加メニューの充実）
 - ▶ 地域づくり支援と参加支援の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される（地域資源の開拓）
 - ▶ 地域づくりの推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくり、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援へ早期に繋がりがやすくなる。（地域の支え合い）
- 多様なつながりが生まれやすくなる環境整備を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学びあうことができること（プラットフォーム機能）が効果的である。



重層的支援体制整備事業の各分野の支援に対する意義

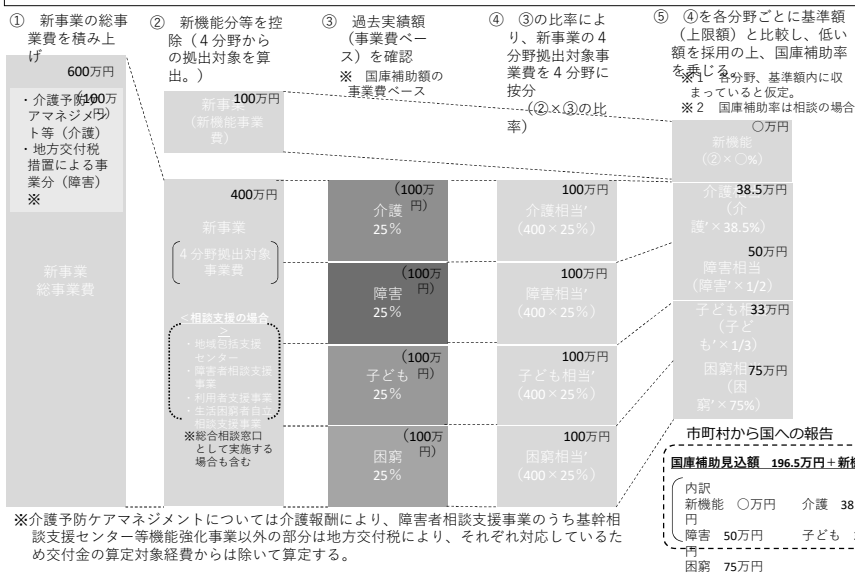
- 市町村全体の支援関係機関で「断らない包括的な伴走体制」を構築できるようにする。
 - ※新しい「窓口」をつくるものではない
 - ▶ すべての住民を対象に
 - ▶ 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - ▶ 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」の機能を強化
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、複合化・複雑化した課題を抱える方に寄り添うためには、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携に基づく市町村全体の伴走支援体制を構築する必要がある。
- また支援関係機関全体で包括的な支援に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



2-2. 新たな事業の財政支援 (重層的支援体制整備事業) について

個々の市町村における費用按分のフロー(案)

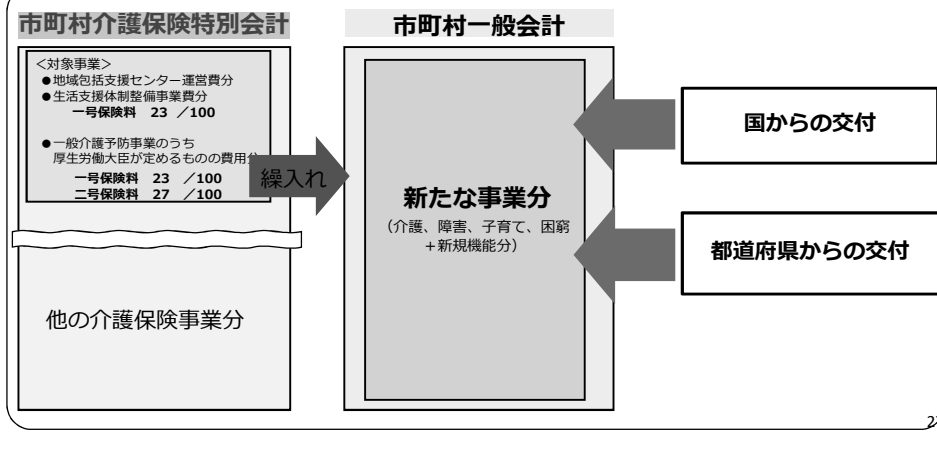
○ 新たな事業に手をあげる自治体において、「相談支援」及び「地域づくり支援」にかかる事業費については、以下の費用按分の作業を実施して、国庫補助見込額を算出して国へ交付申請を行う。
※ 過去実績額による按分率については、相談支援、地域づくり支援について、それぞれ別々に算定する。



新たな事業の財政支援について

- 国が定める方法で、新たな事業に要する費用を各制度間で機械的に按分し、各制度のルールを適用し交付。
- 交付されたのちの市町村における分野間の配分は問わない。
- 高齢者と生活困窮者支援の費用相当への財政支援については義務的経費を維持（困窮者支援は負担金）。
- 高齢者支援の費用相当には介護保険料も活用対象。事業の介護保険料部分については、市町村の介護保険特別会計から一般会計に繰り入れる。（社会福祉法第106条の10）
- なお、対象事業の国費分等については、市町村の介護保険特別会計を経ずに直接一般会計に入る。

新たな事業の実施市町村



補助金の一体交付等によるメリット①

- 従来、分野毎に別々に交付されていた国等からの補助金について、社会福祉法に基づく1つの交付金として交付されることにより以下のようなメリットが生まれる。

市町村

- ・総合相談窓口の設置など包括的な支援を提供する際に、これまで必要であった、タイムスタディなど詳細なバックデータを収集する必要がなくなり、**事務コストが軽減**されるとともに、**補助金の用途につき指摘を受ける懸念が払拭**される。
- 介護、障害、子ども、生活困窮のそれぞれの分野を超えて、地域のニーズに応じた福祉の相談支援拠点、地域活動の拠点を運営する事業を実施しやすくなる。

支援機関・支援者

- ・タイムスタディなど補助金執行のための詳細なバックデータをとる必要がなくなり、**事務コストが軽減**され、**本来の対人支援（ケア）に時間をかける**ことができるようになる。
- 8050問題などの多様なニーズに対応する取組を行いやすくなる。

住民・利用者

- ・支援者がより多くの時間を対人支援（ケア）にかけられるようになり、提供される支援の量が増え、福祉サービスへの満足度と信頼感が高まる。

補助金の一体交付等によるメリット②

○既存の相談支援機関を支え、支援の強化につなげるため、新たな事業として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を創設することで以下のようなメリットが生まれる。

市町村

・属性毎の既存事業の間を埋めることで、円滑に包括的な支援体制を構築し、複合化、複雑化した課題に対応することができる。

支援機関・支援者

・多機関協働事業を中心として、分野横断の支援者のネットワークが構築されることで、困難事例・複合事例を支援員個人や支援機関単独で抱え込む状態が改善され、安心して支援に当たる（困り事を受け止める）ことができるようになる。（バーンアウトの防止）

・属性を超えた支援員間の相互のスーパーバイズや支援ノウハウの共有の仕組みが作られることで、複合的な課題への支援員の対応力の向上・スキルアップが図られる。（支

住民・利用者

・自治体全体で包括的な支援体制が構築されることに伴い、複雑化・複合化した課題を有する個人や世帯であっても、たらい回しになることなく、自治体内で連携した支援体制で断らず受け止めてもらえることができる。

・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を中心として市町村内の支援関係者全体で、必要な者や世帯に対し、訪問し、つながり続ける支援を行い、早期の関係作りを行うことで、困り事の深刻化の防止につなげることができる。（市町村、支援者のメリットにも繋がるもの）

・参加支援の推進等を通じて、相談者の状況等に応じたオーダーメイドの支援が進む。

29

2-3. 新たな事業の体制構築等について

重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型（例）

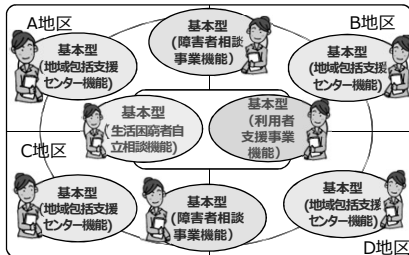
- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、**個々の支援拠点の具体的な設置形態**については、
 - ・既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、
 - ・いわゆるワンストップの総合窓口を設けるもの
 など様々な形態が想定される。
- 設置形態の類型化すると以下のとおりであるが、**どのような実施体制とするか**、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制を、**各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討いただくもの**。

類型	内容
基本型事業・拠点	○ 単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	○ 複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	○ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。

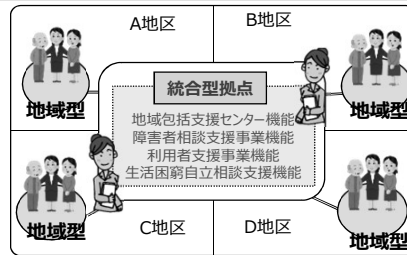
31

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

一部の拠点を統合型拠点とする場合の例



32

3. 最後に伝えたいこと

**重層的なセーフティネットの構築
(新たな福祉政策のアプローチ③)**

第2回地域共生社会推進検討会
提出資料 一部改変

➢ 国民一人ひとりが、課題を抱えながらも自律的な生活を継続することを支援していく上では、「自助・互助・共助・公助」の固定的な役割分担ではなく、

- ①(準)市場の機能【福祉サービスなど】
- ②共同体・コミュニティ(人と人との関係性)の機能を通じた保障【ケア・支え合いなど】
- ③行政により確保される機能を通じた保障【伴走支援・社会的包摂など】

のそれぞれが連携しながら、バランスの取れた形で役割を果たし、セーフティネットを充実させていくという視点が必要なのではないか。

➢ これまでの福祉政策は、福祉サービス等の(準)市場の環境整備に重点が置かれてきたが、血縁、地縁、社縁といった共同体機能の低下を踏まえると、①～③のバランスを保つためには、共同体・コミュニティのケア・支え合いなどの機能の充実を図るための環境の整備が必要と考えらえる。

【イメージ図】

➡ 「公共」を担うのは行政だけではなく、社会を構成する全てのものが担うもの

18

最後に伝えたいこと

- 地域共生社会の議論には、大きく2つの要素がある
 - ― この地域をどのような地域にしていきたいか（こ
うあったらいいね、を叶える仕組み）
 - ― 自治体の中の働き方改革（互いの信頼に基づいた働き方への転換）

- まずは分野を超えて出会う場を作り、互いを学び、議論を始めること。

より詳しい情報は以下をご覧ください！

- 今般の社会福祉法の改正内容をご説明する場として、「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」を厚生労働省のYouTubeサイトに動画配信及び厚生労働省のHPに資料掲載するかたちで実施いたしました。
- 重層的支援体制整備事業の具体的な内容、事業実施の財政スキーム、実践者からの取り組み事例など、様々な角度からの説明を試みています。ぜひご覧ください！

➤ 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_480204.html

➤ 今般の社会福祉法の改正について
（説明動画）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWhgHZ27chM1zMifEDRzrujf>

（資料）※上記説明動画にて用いている資料です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092_00001.html

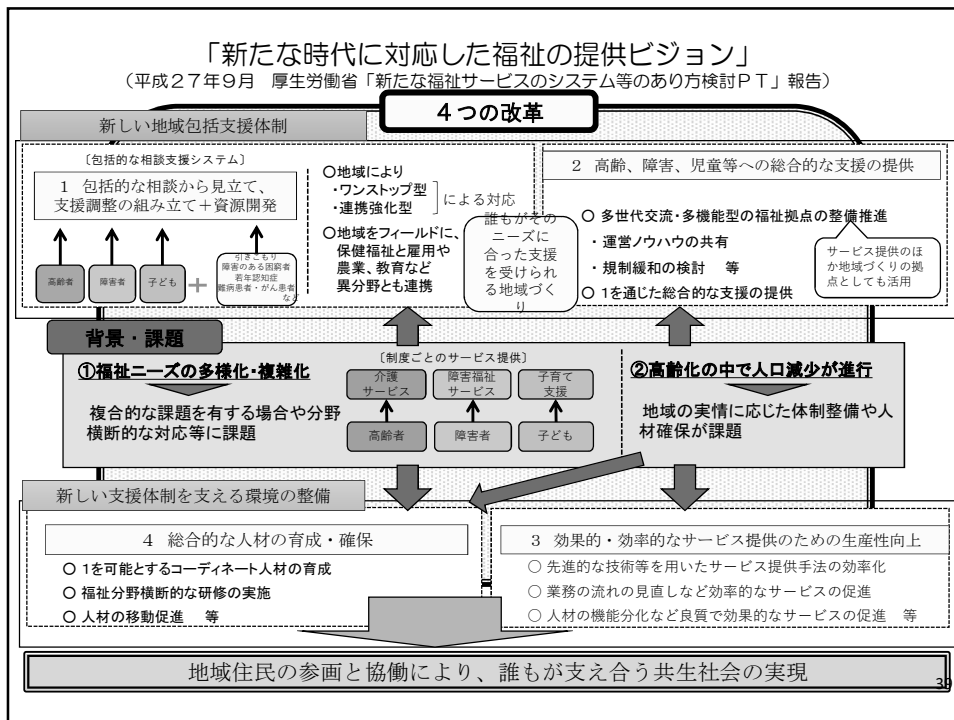
参考資料

37

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

平成27年9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告） 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（平成28年度予算）
平成28年6月	「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
7月	地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置
10月	地域力強化検討会 中間とりまとめ 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成29年度予算）
12月	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を提出 「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
平成29年2月	社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布 ※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
5月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
9月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
12月	改正社会福祉法の施行
平成30年4月	地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置
令和元年5月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
7月	

38



ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向
 (4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

40

前回（平成29年）改正社会福祉法の概要 (地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

I 地域共生社会の理念

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえ、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ(伴走型支援)」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実施する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通して日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要がある。それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ② 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③ 継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 ※ ②及び③の機能を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○ 狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困難状態に 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ② ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的实施とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量で発現しやすい仕組みとする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づき申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

<p>III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）</p> <p>2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。 ○ 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していくことが必要。 ○ 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべき。 <p>3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から抽出する際の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある。その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるように交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。 ○ 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。 <p>IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤</p> <p>1 人材の育成や確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。また、市町村においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけでなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。 <p>2 地域福祉計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな事業については、地域福祉計画の記載事項とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。 <p>3 会議体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。 <p>4 都道府県及び国の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。 ○ 国はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。 	43
--	----

<p>同 事 業 の 実 施 の 方 針</p> <p>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年5月22日衆議院厚生労働委員会）</p> <p>準備について、必要な期言、研修等を通じた人材育成その他の援助を行うよう努めること。</p> <p>と。また、市町村における同事業の実施状況によっては、できる限り速やかに必要な見直しに向けた検討を開始すること。</p> <p>二 より多くの市町村において支援会議が組織されるよう、その役割や重要性について周知を図るとともに、効果的な運営方法に関するガイドラインを作成するなど必要な支援を行うこと。また、支援会議に関する守秘義務の規定については、支援会議において知り得た全ての事項が含まれるものであることの周知を徹底すること。</p> <p>三 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金については、同 事業が、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援等の事業のほか、伴走支援や多機関協働といった新しい機能を持つものであることを踏まえ、必要な予算の確保に努めること。とりわけ、裁量的経費についても事業を安定的に運営</p>	44
---	----

参考 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和2年6月4日 参議院厚生労働委員会)

の相
 談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを
 踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含め
 て必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実
 施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村へ
 の一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保
 健福祉士が活用されるよう努めること。

二～六 (略)

令和2年度 地域共生モデル事業実施予定自治体

278自治体が実施予定【市区町村251自治体(新規65)、都県27自治体(新規9)】

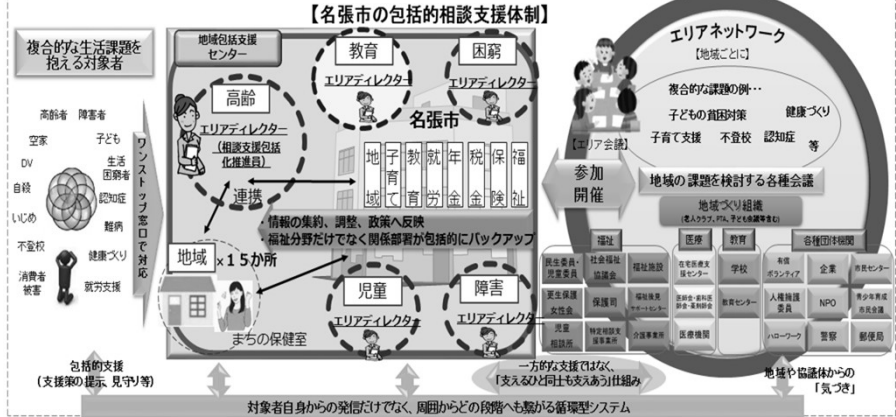
都道府県名	市区町村名	実施年数	都道府県名	市区町村名	実施年数	都道府県名	市区町村名	実施年数	都道府県名	市区町村名	実施年数	都道府県名	市区町村名	実施年数	都道府県名	市区町村名	実施年数									
北海道	釧路市	5	秋田県	秋田市	5	山梨県	市川町	2	新潟県	村上市	2	三重県	伊勢市	4	和歌山県	和歌山市	2	長崎県	佐々市	3						
	札幌市	3		横手市	2		北上市	2		佐和田市	3		津和野町	2		津和野町	2		和歌山県	和歌山県	3	長崎県	長崎市	5		
	旭川市	2		大館市	2		南小谷町	2		大館市	2		大館市	2		大館市	2		大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2
	旭川市	2		大館市	2		南小谷町	2		大館市	2		大館市	2		大館市	2		大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2
	旭川市	2		大館市	2		南小谷町	2		大館市	2		大館市	2		大館市	2		大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2
	旭川市	2		大館市	2		南小谷町	2		大館市	2		大館市	2		大館市	2		大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2
	旭川市	2		大館市	2		南小谷町	2		大館市	2		大館市	2		大館市	2		大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2
	旭川市	2		大館市	2		南小谷町	2		大館市	2		大館市	2		大館市	2		大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2
	旭川市	2		大館市	2		南小谷町	2		大館市	2		大館市	2		大館市	2		大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2
	旭川市	2		大館市	2		南小谷町	2		大館市	2		大館市	2		大館市	2		大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2
旭川市	2	大館市	2	南小谷町	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2	大館市	2							

※ は、都県
 ※令和2年6月末時点
 国庫補助協議状況

包括的な支援体制の整備例（三重県名張市）

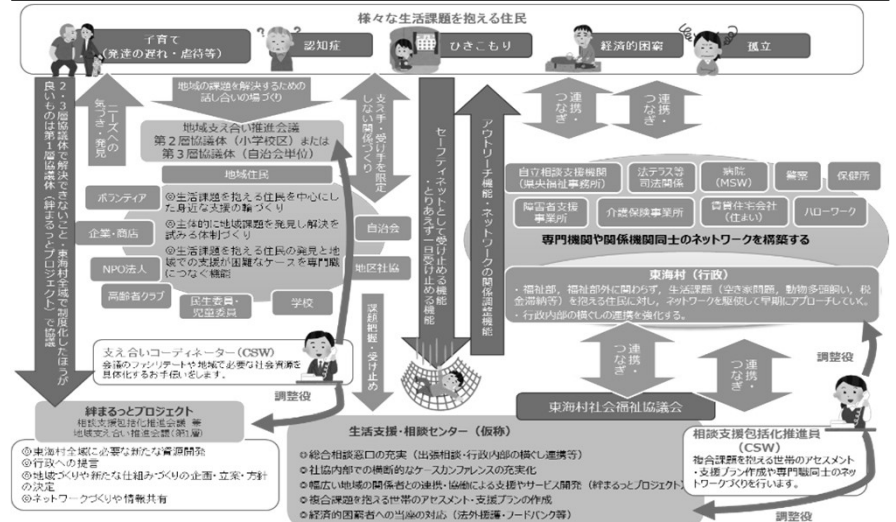
- 地域における支え合い活動や教育との連携など、地域の自主的な活動を支援するため、「地域づくり組織」を基盤とした各施策を推進。
 - 身近な距離で分野を超えた総相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。
 - 「エリアディレクター」による多機関協働の取組で、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
- ★エリアディレクターの業務
 地域づくり組織、まちの保健室と協力し、把握した個別のケースについては、高齢、障害、児童、困窮、教育の各分野で任命された5名のエリアディレクターが支援を組み立て、エリア会議を通じて関係者（関係機関）の連携調整を行う。
 縦割りの関係者から一歩踏み出した支援を引き出し、それを積み重ね、地域の課題解決能力を高める。（1+1を3にしていこう）

名張市地域福祉教育総合支援システム ～ 地域まるごと福祉・教育構想 ～



包括的な支援体制の整備例（茨城県東海村）

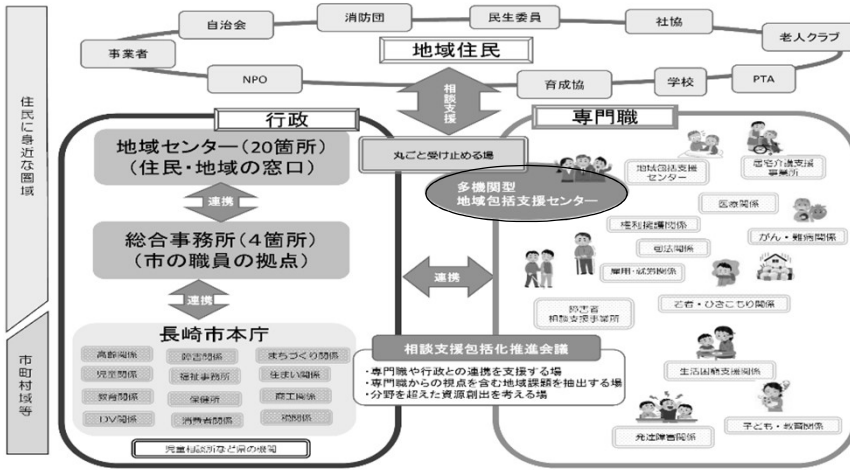
- 地域での相談支援力を強化しつつ、住民と専門職との連携・協働
- さまざまな生活課題を抱える住民を地域で早期発見し、専門職と連携・協働しながら、地域の中で支え合える仕組みを構築。
 - 地域での支え合いの中では解決が困難な場合、適切に専門機関につながり解決に向かうよう、専門職同士のネットワークを構築。行政各課を含む専門職は、「待ち」の姿勢ではなく、自ら積極的に支援が必要な方にアプローチするアウトリーチの姿勢で対応。



包括的な支援体制の整備例（長崎県長崎市）

ワンストップ相談窓口を設置

- 市内20か所中2か所の地域包括支援センターに「多機関型地域包括支援センター」を併設。（地域包括支援センター運営法人に委託）
- 高齢、障害、子育て、生活困窮など多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談に、ワンストップで対応するための相談窓口として設置し、相談支援包括化推進員各3名を配置。
- 相談の受けとめ、課題の把握・整理、支援機関の調整・コーディネート、継続的な支援を実施

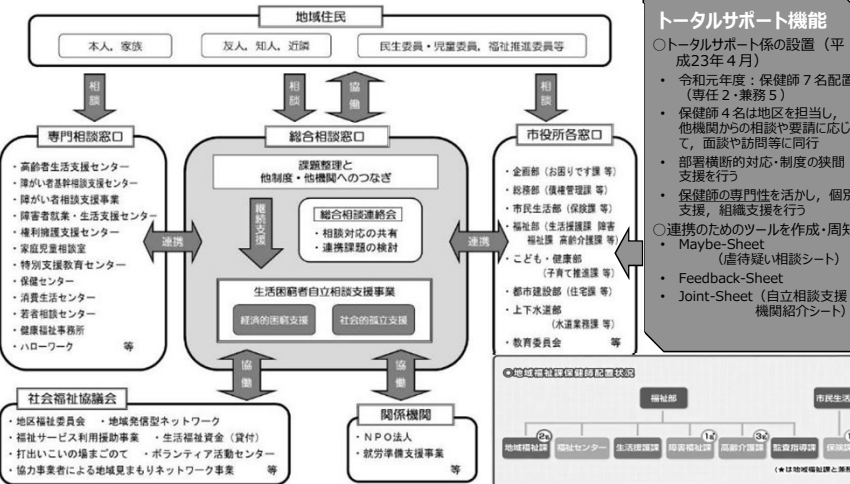


包括的な支援体制の整備例（兵庫県芦屋市）

総合相談を中心とした連携体制と庁内連携のためのトータルサポート機能を整備

- 「総合相談窓口」を中心に各専門相談窓口、市役所各課、地域組織が連携して地域生活課題を把握し、対応。
- 庁内にトータルサポート機能を担う保健師をトータルサポート係（現、地域福祉係）として配置。連携のためのツール（相談をつなぐモード）を整備し、個別支援を行う各担当部署・相談機関をサポート。

自治体概要※
 人口 96,020 人
 面積 18.47 km²
 ※人口1人あたりの面積 0.019 km²
 小学校数 8
 中学校数 3



コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動（大阪府豊中市）

自治体概要※
人口 398,479
面積 36.60㎢
小学校数* 41
中学校数* 18
※2019年4月1日現在
*市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」（地域住民が活動の中心）において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会（生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける）のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が、専門的観点からサポート。

住民に身近な地域での取組

◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施



豊中あぐり

◎豊中あぐり（新たな担い手の育成）

- 都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加を促進（中高年男性中心）し、地域福祉の担い手づくりを目指す

◎福祉なんでも相談窓口（地域福祉の活動拠点）

- ボランティア（校区福祉委員、民生・児童委員）がどのような相談でも受け止める。

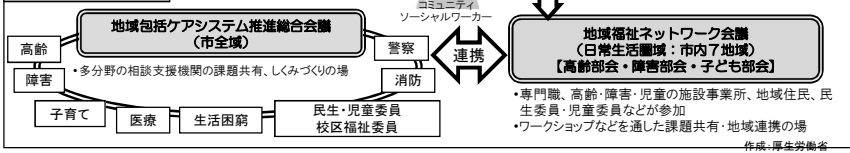
◎CSW（コミュニティソーシャルワーカー）

- 市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート
- 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
- 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ



住民・専門職によるアウトリーチ（ローラー作戦）

市レベルでの取組



作成：厚生労働省

「なごみの家」を核とした包括的な支援体制の構築（東京都江戸川区）

自治体概要※
人口 697,801
面積 49.09㎢
小学校数* 70
中学校数* 33
※2019年4月1日現在
*区立のみ

- 高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内9か所に設置している。（最終的に15か所の整備を計画）
- くらしごと相談室（生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関）をはじめとした区の相談支援機関が連携（バックアップ）している。

住民に身近な地域での取組

◎なごみの家

- 江戸川区社会福祉協議会が2016年5月に区内3か所に設置して取組がスタート（区の補助事業）し、現在は9か所（2019年4月末時点）、2025年までに15か所^(注)の整備を計画。



なごみの家 小岩

- 「なごみの家」の主な機能は以下の3つ
- ①なんでも相談（必要に応じてアウトリーチで相談に応じる）
- ②子どもから高齢者まで誰でも集える交流の場
子どもの学習支援や子ども食堂の会場にもなっている。
- ③地域のネットワークづくり

- 運営に携わるのは、区社会福祉協議会のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）、看護師、地域ボランティア

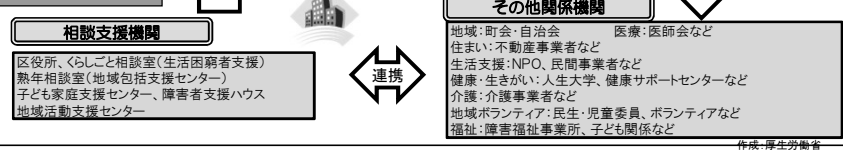


出所：広報えどがわ 2016年5月10日号

- 「なごみの家」のエリアごとに「地域支援会議」^(注)を開催し、CSWの戸別訪問や会議メンバーが地域で活動する中から抽出された地域課題を出し合い、解決方策（例：不足している地域資源の創出等）を検討。

^(注)3か月に1回程度開催。メンバーは、地元町会や民生・児童委員、医師会等の医療機関、介護事業者、地域包括支援センター、NPO、ボランティアなど、40～50人程度の参加がある。

区レベルでの取組



作成：厚生労働省

「まちの保健室」を拠点としたワンストップ相談（三重県名張市）【モデル事業】

自治体概要※
人口 78,553
面積 129.77km²
小学校数* 14
中学校数* 5
※2019年4月1日現在
*市立のみ

- 複合的な生活課題(高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等)を抱える人の相談に、まちの保健室(地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口)がワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。(小学校圏域に市内15か所)
- 直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク(エリアネットワーク)の強化を促進する。

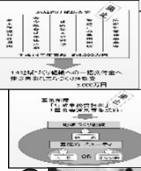
住民に身近な地域での取組

◎地域づくり組織

- 区長制度を廃止し、市内15の地域の「地域づくり組織」に整理。
- 市から「地域づくり組織」に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」(既存の地域向け各種補助金を一括交付金化)を交付し、住民が「自ら考え、自ら行う」まちづくりが活発化。

◎おじやまる広場(つじが丘地区)

- 地域住民主催の子育て広場が市内全域に展開。高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画し活躍。子ども高齢者や障害者に元気を与えて活躍。



「おじやまる広場」の光景

◎まちの保健室(地域支援事業・地域力強化推進事業)

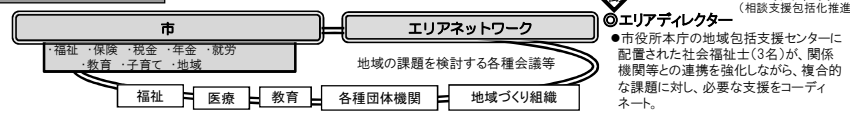
- 身近な健康づくり、地域福祉活動の拠点として2005年(平成17年)度から開設。地域づくり組織と運動するよう市内15か所に設置し、医療福祉の専門職を2~3名ずつ配置。(地域包括支援センターのランチ)

- まちの保健室の業務
 - ① あらゆる世代を対象とした、健康・福祉の総合相談
 - ② 見守り・支援ネットワークづくり(地域づくり組織などとの協働)
 - ③ 健康づくり・介護予防



「まちの保健室」の風景

市レベルでの取組



◎エリアディレクター

- 市役所本庁の地域包括支援センターに配置された社会福祉士(3名)が、関係機関等との連携を強化しながら、複合的な課題に対し、必要な支援をコーディネート。

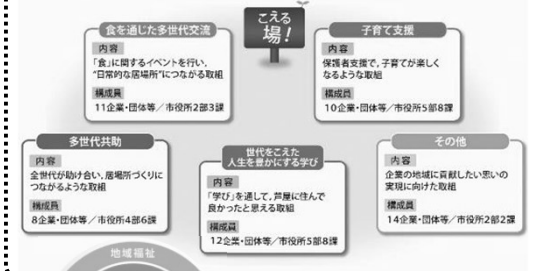
作成:厚生労働省

多種多様なプラットフォームの事例 ①(兵庫県芦屋市)

平成29年度から、行政改革と連動したプロジェクトとして、「健康増進」「高齢者の社会参加」「全世代交流」をテーマに「こえる場!」の取組を開始。地域活動を行っている企業・団体等と芦屋市がつながり、民との協働によって新たなアイデアを生み出し、ともにまちづくりを進め、複雑・多様化した課題の解決を目指している。この取組は、行政改革の一環として始まったところ、市の目指すべき未来が共有され、民間の多様な主体が中心となった協働が進むとともに、市職員の人材育成にもつながっている。

平成30年度「こえる場!」の取組

- ・企業・団体等が日ごろの活動の中で感じている地域課題や企業・団体等が持つ強みや資源に関連するテーマを提案
- ・テーマに関心のある人が集まり、5つのグループに分かれて、取組を進める。



(参加企業)(令和元年8月時点)

- アイワ証券(株) / (株)アクティブライフ / 朝日ケ丘コミュニティスクール / 芦屋いづみ会 / (学)芦屋学園芦屋大学 / (福)芦屋市社会福祉協議会 / 芦屋市商工会 / (特非)芦屋市体育協会 / 芦屋市民生児童委員協議会 / 芦屋市レクリエーションスポーツ協会 / (株)芦屋人 / 尼崎ENGAWA化計画 / (株)笠谷工務店 / (福)かんでん福祉事業団エルホーム芦屋 / (福)きらくえんあしや喜楽苑 / (学)甲南学園甲南大学 / (一社)コミュニティ援助センター / (特非)コミュニティリンク / (特非)さんびす / (株)ジェイコムウェスト / (福)聖徳園あしや聖徳園 / 生活協同組合コープこうべ / 地域福祉アクションプログラム推進協議会 / ちきゅうっ子応援隊 / (株)トライグループ / (特非)人間中心設計推進機構関西支部 / 阪急阪神ホールディングス(株) / 兵庫県住宅供給公社 / (福)兵庫青年連合会 / (株)フュージョングマックス / (株)プランツキューブ / (株)ポップ・アイディー / ミズバ / (株)三井住友銀行 / (株)ラジオ関西

- ・市内連携の推進(横断的な組織整備)
- ・公民協働型の職員の育成
- ・専門機関との連携
- ・地域における活動の促進
- ・企業・団体等多様な主体との連携
- ・目指すべき未来の共有

日本福祉大学社会福祉学部 平野隆之教授提供資料

多種多様なプラットフォームの事例②(松戸市)

- 平成30年度より、市内15圏域での「地域づくりフォーラム」を実施し、地域住民が自分の住む地域の課題を認識し、自分たちで解決する意識の醸成を図りつつ、各圏域に生活支援コーディネーターを配置することにより、地域の声を地域ケア推進会議につないでいく仕組みを展開している。
- また、地域ケア会議を高齢者だけでなく、地域で生活するすべての人が集い、一緒に考える場として共生対応化することにより、地域だけでは解決が困難なことについても、地域住民との協働での解決を目指している。

平成30年度 地域づくりフォーラムの一例

いいばしょ 居場所 みつけましょ！
～東部地区地域づくりフォーラム～



地域の声をキャッチアップ

まっぴろ協賛会(市民活動サポートセンター)・地域包括支援センター・聖徳大学・高齢者支援課が協働して開催。

地域の課題を
地域で考える

地域住民だけでは
解決が困難なこと

東部地区子ども食堂

- 地域づくりフォーラムでの気づきから、住民の有志らが町会の集会所を活用し、子ども食堂を開始。
- 地域の子ども達や住民らが、誰でも集える居場所づくりを実践。



地域ケア会議の共生対応化

- 地域だけでは困難な課題を検討・解決
- 他地区の好事例を模倣



55

多種多様なプラットフォームの事例③(東京都文京区)



文京区社会福祉協議会が、地域をつなぐ場として2016年4月に「ファミコム」を開所。多様な主体が協働する場をコーディネート。地域ニーズを実現するために、「福祉」という切り口では担い手になり得なかった人の参画や、これまでつながっていなかった活動等をつなぎあわせ、地域課題の解決や地域活性化を目指している。

「つながる・つなげる・踏み込む」

- ファミコム：文京=文(み)の京(み)のコミュニティ
コム：community communication
- 踏み込む！

人と情報が
集う場を
つくりましょ！



- ◆ファミコム cafe
地域に関するさまざまなテーマのゲストの話を聞きながら、新たなつながりが、次のアクションを生み出すきっかけのイベント

地域活動・NPO活動など
専門相談や活動を
サポートします！



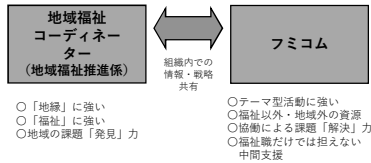
- ◆ファミコム朝活
休日の午前中に、地域活動にも役立つスキルを身につけ、地域で活躍する準備を応援する講座
例)グラフィックレコーディングなど
- ◆活動入門講座
地域のことや課題を知った後のステップとして、各自ができる行動に踏み出すための準備の講座
例)防災避難、定年引退準備講座

つながりを生み出すための
コーディネーターや
マッチングを行います！



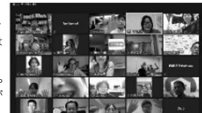
- ◆団体力強化講座
広報や資金獲得など、団体の組織運営や活動の企画する際のヒントとなる講座
- ◆専門相談
外部の専門家による団体の課題に合わせた各種相談
- ◆コミュニティマスター等による相談
経験豊富なスタッフによる専門的な総合相談やネットワーク支援を実施
- ◆「B+L」(企業・行政・学校・NPO・企業・行政・学校・ソーシャルビジネス等の新たなつながりによる、地域活性化や地域課題解決のための協働事業を募集し、助成します。

地域福祉コーディネーターとファミコムの両輪での事業推進



集まらない時期にはオンラインで講座・イベントを開催

- ファミコムで開催していた講座・イベントは、コロナウイルス感染症が広がって以降はオンラインで開催。
- コメント機能等を活用してゲストと参加者の双方向のやり取りも行い、新たなつながり方を実現。



【ファミコムの活動から見えてきたこと】

- 専門的なアプローチで活動する主体は増えてきたが、課題が増えるスピードに解決されるスピードが追いつかない。
⇒新たな担い手との新たなつながりが必要で、足りないのは「繋ぐ人」
- 「地域性の活動」と「テーマ性の活動」の結節点をどこにつくるかの工夫と、「福祉」と「他分野」の「言語」の違いへの認識が必要
- 福祉と他分野が繋がることで新たな価値創造ができる

56

多種多様なプラットフォームの事例④（岡山市）

地域づくりの拠点の一つである公民館の職員と支え合い推進員（生活支援コーディネーター）が連携し、地域交流の活動を協働でコーディネートするため、計画レベルから連携を位置づけ、庁内・現場・地域のそれぞれのレベルでの連携強化を図っている。

取組の概要

- 岡山市では公民館がESD（持続可能な開発のための教育）や市民と協働した取組を推進し、地域づくりの拠点の一つとして重要な役割を担うとともに、公民館職員は様々な団体と連携しながら、地域課題解決のための学びや地域づくりを支援。
- このため、支え合い推進員が活動するにあたって、公民館をはじめとした関係課・関係機関の協議の場を全庁、地域単位でそれぞれ設け、これまでのノウハウや地域での人脈等を結集し、協働しながら戦略的に地域づくりを推進。

取組における工夫・ポイント

- 保健福祉の上位計画である地域共生社会推進計画と公民館基本方針において、それぞれ連携を位置づけ、地域づくりを推進。
- 関係課・関係機関との連携会議を行うとともに、小・中学校地区レベルでは、公民館職員、保健福祉関係職員で構成する地域づくり支援ネットワークを立ち上げ、情報共有や今後の進め方を協議。（概ね1か月に1回開催）
- 支え合い推進員や公民館等が一体的に動いていることを地域住民に伝え、地域住民の困り事相談や社会参加の場の創出を協働で実施。

取組の成果

- 支え合い推進員や公民館職員等が連携して地域づくりを行うことで、地域の困りごと解消や参加する高齢者の健康寿命延伸、孤立化防止に繋がるとともに、地域の持続可能性が高まり、SDGsの達成にも寄与。

【とみやま助け合い隊の結成】

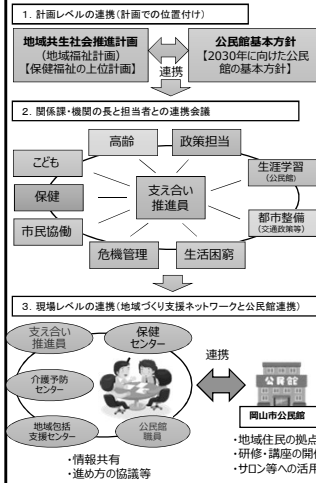
公民館職員、支え合い推進員、地域住民等が参加する「小地域ケア会議」で地域ニーズを整理したことをきっかけに、地域住民が困りごと支援をする「とみやま助け合い隊」を結成。
公民館職員が後方支援しながら、地域住民が公民館でサーター研修を開催し、若い手を養成。実践例：ゴミ出し、パソコンの設置、操作、草取り、病院等への付き添い等

【地域を支え合う協議体、チーム大元の結成】

公民館、支え合い推進員等がチームで地域のキーパーソンとの関係づくりを行うことで、地域住民が主体的に支え合いを考える協議体を結成。
行政が一本化しており、本気度を感じた。住民が出来ることをしたい。



実施体制



包括的支援体制整備と専門職のこれから
～半田市の実践より～

半田市社会福祉協議会
半田市障害者相談支援センター
センター長 加藤 恵

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- ▶ 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- ▶ 当該事業は、実施を希望する市町村の upside に基づく任意事業である。
- ▶ このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

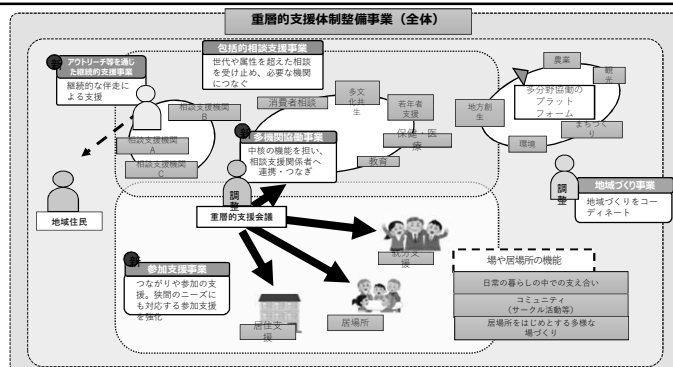
重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

新たな事業 I・II・IIIの支援を一体的に実施	I 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施 ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。 ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。
	II 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ち、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施 （※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど （※2）就労支援、見守り等居住支援 など
	III 地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施 ○ 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保 ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

59

重層的支援体制整備事業について（イメージ）

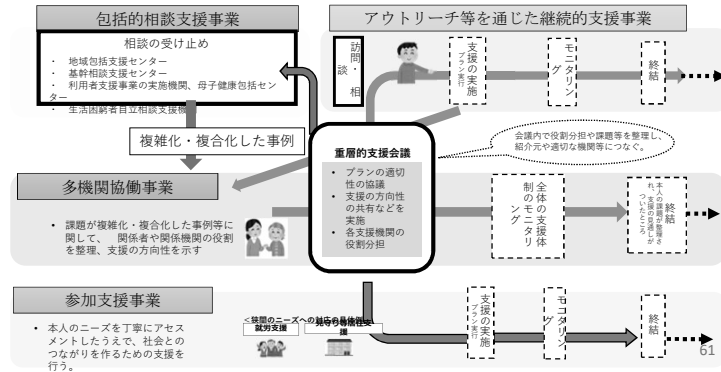
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につき、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



60

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることをめざす。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。

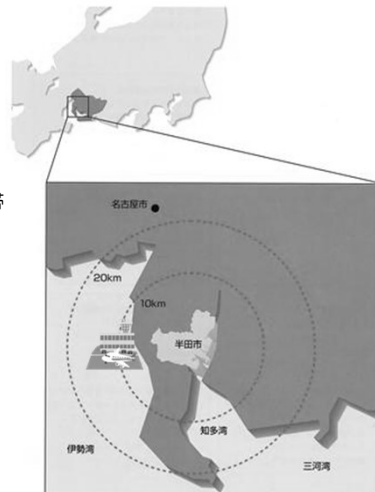


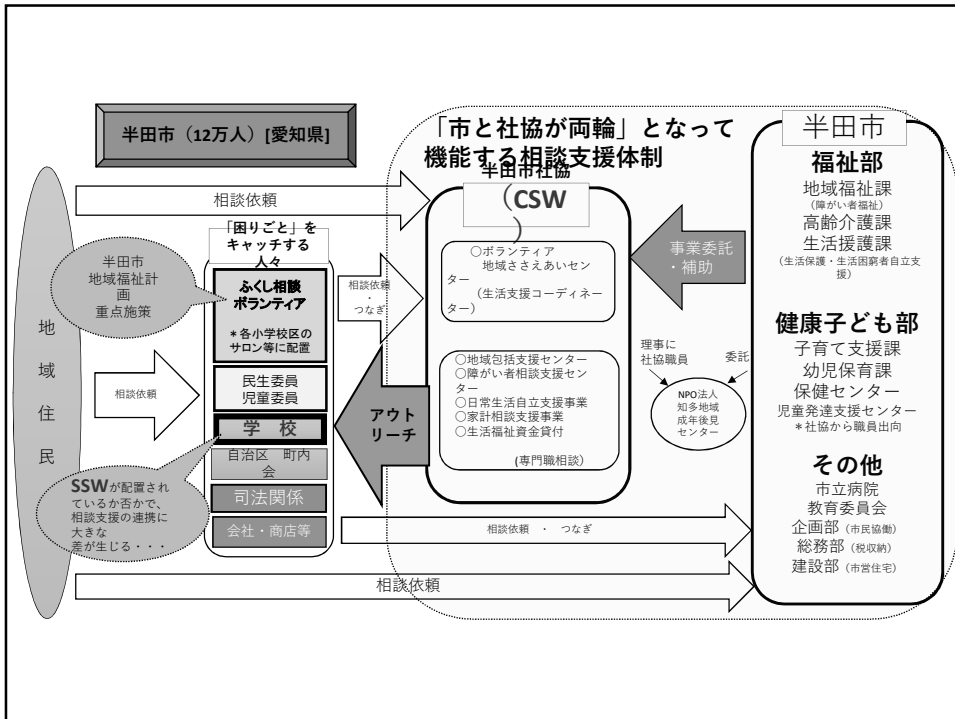
半田市 (愛知県)

面積： 47平方km
(南北8.2km 東西9.7km)
海拔： 最高83.7m

人口： 約12万人 約48,000世帯
障がい者手帳交付者数
5,651名(重複あり)
高齢化率 24.2%
要介護・要支援認定率17.1%
生活保護率 6.1‰
(2020年4月1日現在)

NPO法人や市民活動団体が多い。
農業・工業・商業それぞれ盛んである。





半田市社協は

相談を絶対に“断らない”

“断らない”とは「何でも解決できる」と

宣言することではない。

“断らない”とは、その人の悩みや不安を傾聴し、その人に寄り添い、解決に向けて一緒に考えること。

そして、その課題の解決のために動いてくれる仲間たちと協力し合うこと。

切れ目のない相談支援体制へ…

すでに高齢・障がい・困窮・権利擁護は総合相談体制にある。



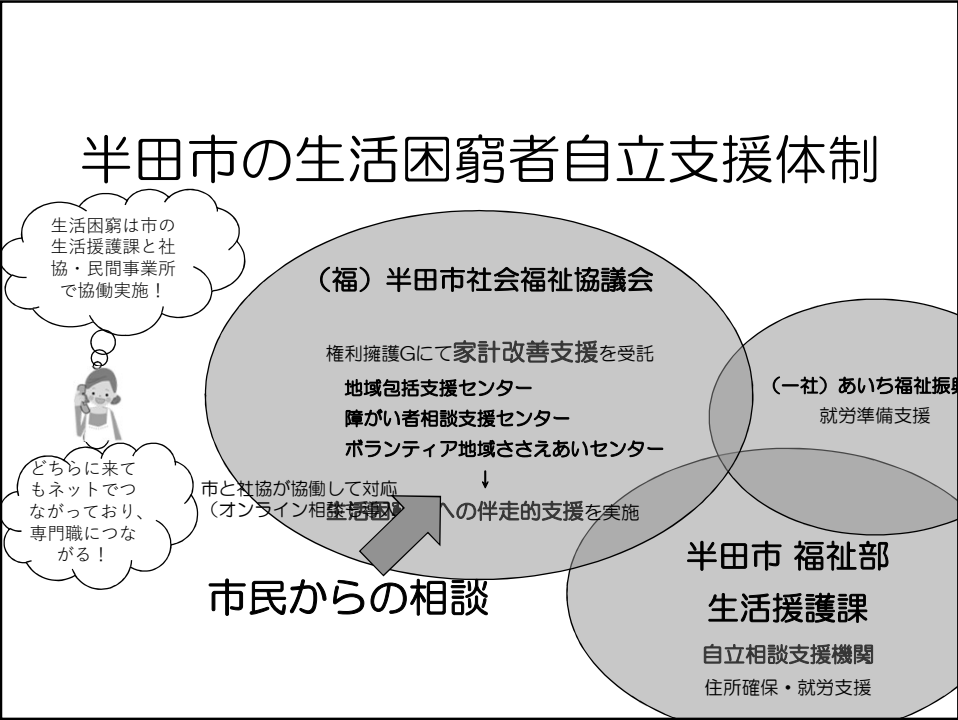
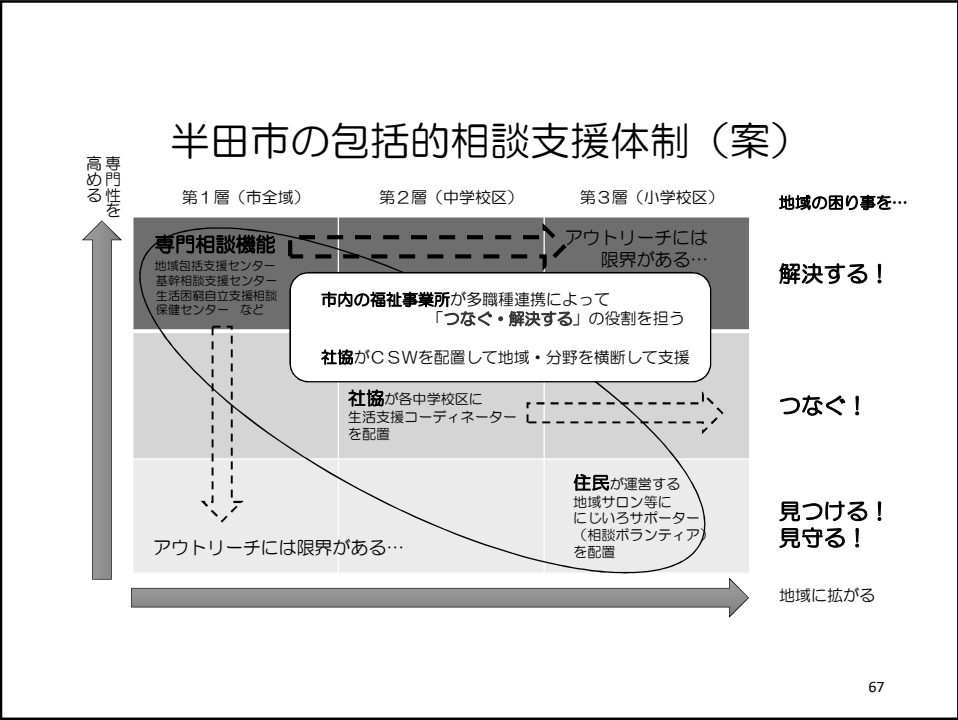
総務グループ

社会福祉法人
半田市社会福祉協議会

(相談支援担当)

権利擁護グループ

- 地域包括支援センター
- 障がい者相談支援センター
基幹 委託 特定 就労
- ボランティア地域ささえあいセンター
生活支援コーディネーター事業 *各中学校区に配置
減災地域ささえあいセンター (常設型災害ボラセン)
- 2021年度~ コミュニティソーシャルワーカー (専任) を配置予定
- 日常生活自立支援事業
- 生活福祉資金等貸付
- 生活困窮者自立支援
家計改善支援事業



総合的相談はこんな時に良いのでは？

- 高齢になってきた母を支援しているのは、障がいという認識はないけれど、なんらかの生きづらさを持っている息子。。。 (包括+障がい) ★
- 小学校4年生の子が学校に来れない。昨年生まれた弟がいるけど、母にもなんらかの生きづらさがあるような。。。 (保健センター+学校+障がい相談)
- 70代のお父さんが亡くなったのだけれども、ふすまの向こうから怒っている娘さんの声が聞こえる。。。 (包括+障がい相談)
- 高校を卒業してから15年自宅に引きこもっている息子がいます。いくつか相談はしてみたのだけれど。。。 (生活困窮+障がい相談) ★
- 外国籍でコロナの影響を受けて、職がなく、乳幼児を2人抱えて生活に困っているんですけど。。。 (生活困窮+ボラセン+学教) ★

アウトリーチ支援があれば・・・

⇒ こういうケースはどの町にもあるはず。。。で、誰が寄り添いますか？ ★
 ⇒ 1つの機関や公的な支援だけでは支えられないから難しいんです！

例えば、誰もがふらっと立ち寄れる相談窓口があったら・・・。



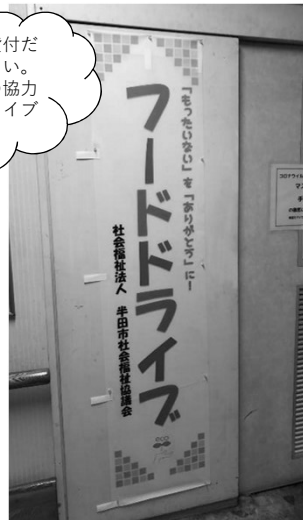
相談窓口
居住支援

NPOの拠点を社協が間借りしている。

半田市社協の地域拠点のひとつ『半田南部ささえあいセンター』



生活困窮や貸付だけでは、難しい。
企業等からの協力でフードドライブ支援



フードロス問題→子ども食堂支援として「フードドライブ事業」を立ち上げたが…



コロナ禍による生活困窮対策事業として拡大




米・飲料・レトルト食品・インスタント食品・菓子等
19,000個（総重量5.5t）を超える食材が集まり、支援先は「161世帯・58団体」となる

(2020年10月31日現在)



どうやって外国籍の方にも情報を提供するか？学教の協力でメルマガに！



学校メルマガ 2020/06/10
宛先: aruiteikodokomademo@icloud.com >

さくら小・ポルトガル語】登下校中マスクの着用について

[Conselho de educacao de Handa] Uso de mascara no percurso escolar

No percurso escolar, nao e necessario usar mascara desde que se esteja a mais de 2 metros de distancia de outras pessoas. No entanto, nao se esqueca de trazer uma mascara consigo para a escola, porque vai precisar de uma para usar na escola.

半田市 さくら小学校

配信解除は、ml_teishi_sc@eins.chitamaru.jp にメールを送信してください。
(学校メルマガ登録そのものが解除されますのでご注意ください。)

外国籍の方に“支援に関する情報”が届いていないことが判明
(特に子どもがいる世帯が心配)

↓

半田市教育委員会において
「学校メルマガ(外国語版含む)」に
支援に関する情報を掲載していただく

↓

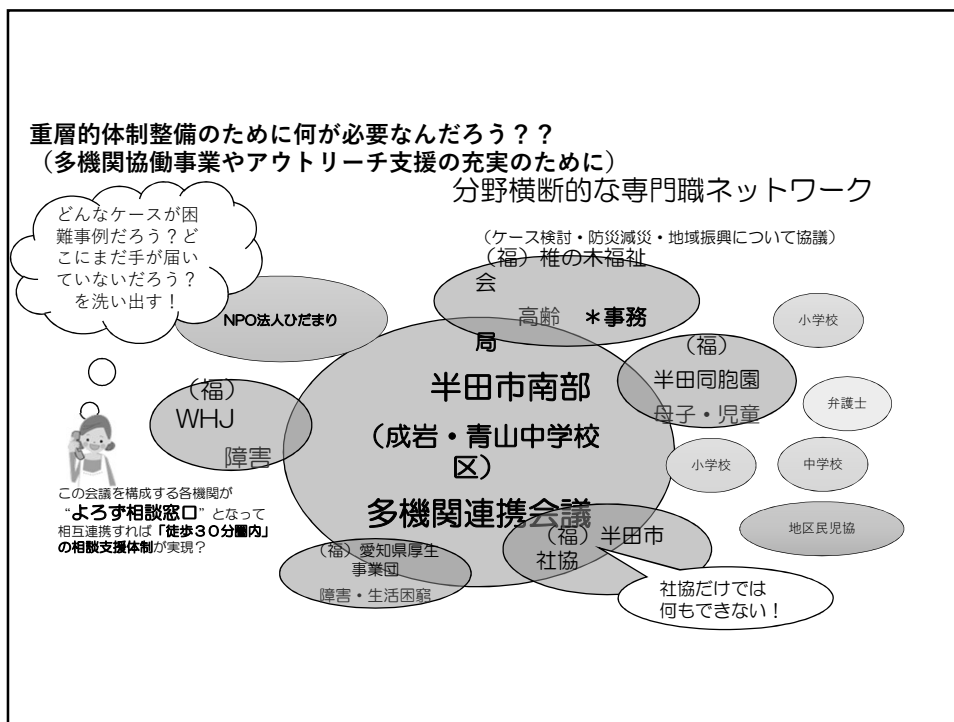
相談が激増

英語・ポルトガル語の通訳を
社協で雇用して対応

重層的体制整備のために何が必要なんだろう??
(総合相談のために。協力しあう相手を知るために)



あらゆる専門職職種が
ごちゃまぜの「事例検討
会」



福祉専門職の新たな役割

【地域の課題解決】

- 多職種・多機関との連携
- “待ち”の相談ではなく**地域に出向く**
 (アウトリーチ)

【伴走的支援】

- 地域の中でつながり続ける (差別、排除しない)
- 住民相互の支えあい、緩やかな見守りと協働

参考：厚生労働省「地域共生社会推進検討会/最終とりまとめ」

78

日本社会や国民生活の変化

- 個人や世帯の課題が多様化・複雑化している
→もはや縦割りの制度では救えない
- 「共同体」機能の脆弱化（家族・地域・職場）
- 人口減少による担い手不足

参考：厚生労働省「地域共生社会推進検討会/最終とりまとめ」

「困っている人」の主な例と推計値

*2018年半田市人口統計を参考

貧困状態の子ども 2,735人

2018年 厚生労働省調査（17歳以下の子どもの貧困率13.7%）から算出

認知症で独居の高齢者 603～754人

65歳以上の有病率8～10%（厚生労働省HP「みんなのメンタルヘルス」）から算出

自宅にひきこもっていると思われる人 33人以上

2019年 半田市社会福祉協議会調べ

福祉サービス未利用の重度障害者 143人

2015年 半田市地域福祉課・半田市障がい者相談支援センター調べ

こうした「困っている人」
や、

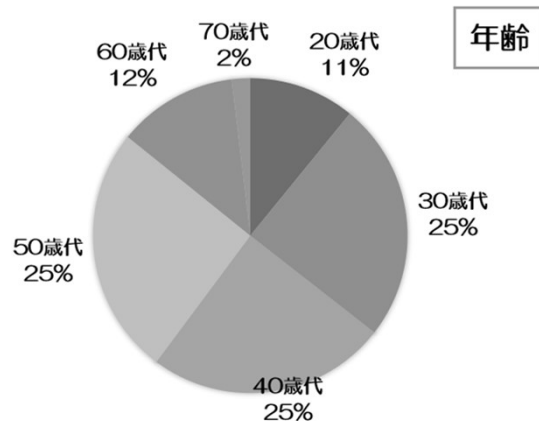
これ以外にも半田市に存
在するであろう
「困っている人」は、

ちゃんと支援につながっ
ているのか？

今は困っていない人が、
ある日突然「困っている人」なる…

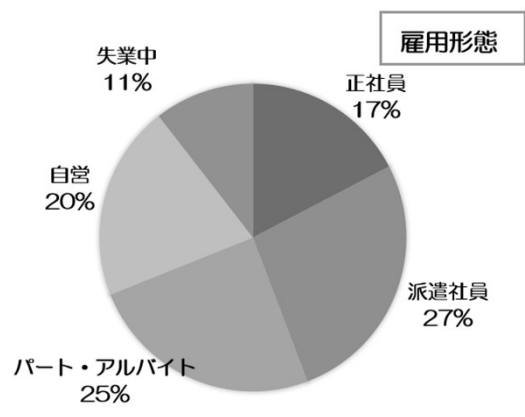
81

“コロナ禍”によって生活困窮状態となった市民①

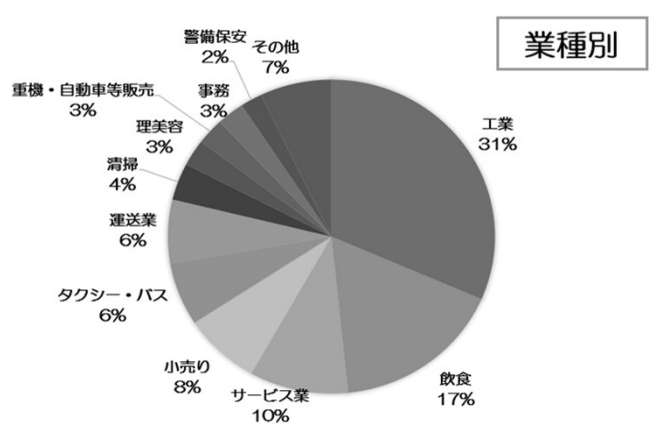


82

“コロナ禍”によって生活困窮状態となった市民②



“コロナ禍”によって生活困窮状態となった市民③



いつ降りかかってくるかわからない災厄…
財源も人財も減っていく未来に備えて、
相互支えあいのしくみ（**地域共生社会**）を
創っていかざるを得ない

85

「地域共生社会」の 理念

- 制度・分野の枠を超える → “縦割り” から “横串” へ
- 「支える側」「支えられる側」という関係を超える
- 包摂的なコミュニティを創る → **すべての人が支えあう地域**
- 福祉の政策領域だけでなく、地方創生・まちづくり・教育・
地域自治・環境保全などに広がる

参考：厚生労働省「地域共生社会推進検討会/最終とりまとめ」

86

重層的体制整備のために何が必要なんだろう??
(参加支援を充実させるために。。。)

• 参加支援のポイントはいくつかあります。

①従来の縦割りのサービスをそれ以外の方にも活用できないか考えること

②商店街や企業とともに居場所や就労や活躍の場を作っていくこと

③それぞれの分野で困っていることやちょっとした支援で解決できないことを今ある組織や仕組みを活用して、新たな支援や仕組みを改善開発していくこと

⇒そのためには、わが町に何が足りていないのか、またどんな素敵な取り組みがあるのかを多角的な視点で見直していみることもなかもしれません。





仮設住宅にお住まいの方々にお配りします。
 地域住民みなさまのお力を
 お貸しください！
 手軽いで大丈夫です。1枚だけでも大歓迎！

雑巾♥ちくちくプロジェクト

各地で大きな災害が発生し、特に風水害では「タオル」や「雑巾」が必要とされています。

各地に伝播した台風の後、日本福祉大学を中心に「タオル」を集め、その「タオル」を「雑巾」にして、被災地など必要な方に届けるプロジェクトを企画しました。被災地の支援はボランティアだけでなく、みなさん、この季節に被災地のことを思い、ひとりで雑巾を込めて届けて頂きたいです。

このプロジェクトは、日本福祉大学の協力を得て、雑巾の「ちくちく」を行いました。みなさんの力を貸してください！記録の残りを被災地に届けさせていただきます。

雑巾♥ちくちくプロジェクト 手順編

1. 雑巾の準備
2. 雑巾の洗濯
3. 雑巾の乾燥
4. 雑巾の折りたたみ
5. 雑巾の梱包

問合せ
 社会福祉法人 手田市社会福祉協議会
 ボランティア事務局 企画課
 Mail: handa@hwsca.or.jp
 Tel: 0549-25-0001 Fax: 0549-22-2435



地域福祉の基盤づくり
 「ふくし共育」





支援されるだけの人は
いない!

感染者を
差別しない!

福祉教育 → ふくし共育

“ふだんのくらしのしあわせ”の実現
さまざまな立場の地域住民が共に支え、育む
コロナ禍だからこそ、支えあいのまちづくり

ワークショップ

- ①グループ内で、進行役・書記役を決めてください。
- ②A3のワークシートに、個人で記入作業（10分くらい）
- ③記入内容について、グループ内で一人ずつ発表（一人2分以内を目安に）+自由にディスカッション
*書記役の方、A4白紙を使用して書記をお願いします！
- ④全体発表

ワークショップシート	(記入任意) ご所属:	ご氏名:
1. 講演の感想		2. 自分が取り組みたいとおもったこと
4. 苫小牧市として今後取り組むべきことについてのアイデア		3. 取り組み推進にあたっての課題（具体的に） *ケースのことでも政策面でも業務的なことでも構いません！ *自分のこと・所属先のこと・苫小牧のこといずれでもOK！

令和2年度社会福祉推進事業

「包括的支援体制の整備に係る地域性を考慮した持続可能性の高い支援関係者間の
連携方策や業務分担に関する調査研究事業」

地域共生社会実現のための 人材育成研修

13：30 開始予定です。

本日のワーク

「ケースで考える重層的相談支援 & 社会資源」

複雑化・複合化している住民の課題を、相談者ひとりで抱えこまず、他機関・多職種と連携して解決に向けて方策を考えるチームづくりが今後ますます必要となってきます。まずは今までのケースをふり返って、連携の成功要因や課題を検討し、苫小牧市において求められる相談支援のあり方について、研修で話し合しましょう。

令和2年度社会福祉推進事業「包括的支援体制の整備に係る地域性を考慮した持続可能性の高い支援関係者間の連携方策や業務分担に関する調査研究事業」
地域共生社会実現のための人材育成研修 第2回（2021年1月15日）「ケースで考える重層的相談支援&社会資源」 事前ワークシート

複雑化・複合化している住民の課題を、相談者ひとりで抱えこまず、他機関・多職種と連携して解決に向けて方策を考えるチームづくりが今後ますます必要となってきます。まずは今までのケースをふり返って、連携の成功要因や課題を検討し、苫小牧市において求められる相談支援のあり方について、研修で話し合いましょう。

ご所属：

ご氏名：

(A) 連携して対応に成功したケース。「つながっていてよかったケース」

(B) 連携が難しかった／関知したが、解決に結びつかなかったケース。

(a) 上記ケースにおける連携の成功要因は何だったのでしょうか？

(b) 連携しなかった機関は？

(c) あったらよかった社会資源は？

ワークショップ

13:35-14:10 グループディスカッション①

(A) 「連携して対応に成功したケース」

(a) 「連携の成功要因」

14:10-14:30 全体共有（1～2チーム程度）＋オブザーバーコメント

* 振り返りシート記入時間含む

14:30-14:40 休憩

14:40-15:10 グループディスカッション②

(B) 連携が難しかった／関知したが、解決に結びつかなかったケース。

(b) 連携しなかった機関は？

(c) あったらよかった社会資源は？

15:10-15:30 全体共有（1～2チーム程度）＋オブザーバーコメント

15:30 終了・アンケート記入

グループディスカッション①

- (A) 「連携して対応に成功したケース」
- (a) 「連携の成功要因」

グループディスカッション②

- (B) 連携が難しかった／
関知したが、解決に結びつかなかったケース。
- (b) 連携したかった機関は？
- (c) あったらよかった社会資源は？

について、
共有し、ディスカッションしましょう！

令和2年度社会福祉推進事業

「包括的支援体制の整備に係る地域性を考慮した持続可能性の高い支援関係者間の
連携方策や業務分担に関する調査研究事業」

地域共生社会実現のための 人材育成研修

13：30 開始予定です。

本日のワーク

「会議・研修の業務効率化を考える」

さまざまな機関・支援者が連携して包括的に相談を受け止める体制を整備していくためには、各分野や部署で取り組んでいる活動についてお互いに理解を深めるとともに、一体的にあるいは連携して取り組んで業務を効率化したり相乗効果を生み出そうとする視点も重要になります。今回は、開催している会議・研修に着目して業務整理と効率化の検討を進めましょう。

ワークショップ

13:30 開始・本日の進め方説明

13:40 グループワーク

- (1) 進行役・書記役の決定
- (2) 事前課題シートをグループで共有
- (3) ディスカッション

→出たアイデアについてグループで一つのシートにまとめる

14:20 休憩

14:30 公開メンタリング

15:15 各グループで内容ブラッシュアップ・感想共有

15:30 終了・アンケート記入

令和2年度社会福祉推進事業「包括的支援体制の整備に係る地域性を考慮した持続可能性の高い支援関係者間の連携方策や業務分担に関する調査研究事業」
地域共生社会実現のための人材育成研修 第3回（2021年2月3日）業務効率化ワークショップ① 事前ワークシート

さまざまな機関・支援者が連携して包括的に相談を受け止める体制を整備していくためには、各分野や部署で取り組んでいる活動についてお互いに理解を深めるとともに、一体的にあるいは連携して取り組んで業務を効率化したり相乗効果を生み出そうとする視点も重要になります。今回は、開催している会議・研修に着目して業務整理と効率化の検討を進めましょう。

ご所属：

ご氏名：

ご所属の機関・部署が主催または出席している会議・研修について、ご記入ください。（行が足りない場合は、適宜増やしてください。）

	会議・研修名	趣旨・目的	対象	回数	法定・市独自・自主	重要度
						（主観で構いません） 重要度が伝える情報の優先順位付けなどが難しい
会議	例) 連絡調整会議	包括と自治体との情報共有	介護支援課・包括職員	月1回	市独自	
研修・セミナー	例) 事例検討会	多角的視点による支援の質向上	相談支援関係者	月1回	自主	多職種連携を推進しており重要

※本シートは、各自記入の上、当日ご持参ください。

※研修終了後、本シートは回収いたします。控えが必要な方は、あらかじめコピーするなどして複数枚ご持参ください。

※回収したシート内容は、所属・記入者氏名等は非公表とし、今後の包括的支援体制整備に向けた支援関係者間の連携に関する協議の資料として活用いたします。

【メンタリングメモ】

Dグループ：子供、包括、社協、ワーカーズ

●（32機関参集）：

子供、保健師、発達、保育、医師会、歯科医師会、小学校中学校長会、など...

→児童に関する事なので18歳未満。

※背景が複雑化しているので、以前はシンプルな事象だったが、今はボーダレス。

具体的にどの会議と統合、というところまでは議論できていないが、課題意識は共有できた。

●ゴミ屋敷問題なども、分野を超えて関わる機会がある。

時系列的に把握して対応していく必要がある、という話が出た。

●包括が訪問したら、ひきこもりの息子がいた、などの8050問題。

ボーダーを引くのが難しいという意見が出た。

誰かが手を出していれば、もうちょっといい方向に行けたのに.....。

●生活支援CO：同部署にCSWもいる。同行して個別支援に入り、ニーズが見えてきた。

年齢による区分はないが、高齢関係が多め。

障害などに、つなぐということももちろんやるが、家族という単位で見た時に、同時に働きかけをしていく必要性を感じ、なるべく一緒に入る、ということをしている。

子ども分野の会議についてはあまり知らなかったのが、知られてよかった。

休憩

14:30まで

本日はありがとうございました！

①事前課題シート

②アンケート

③グループワークシート

は机に置いてご退出ください。

令和2年度社会福祉推進事業

「包括的支援体制の整備に係る地域性を考慮した持続可能性の高い支援関係者間の
連携方策や業務分担に関する調査研究事業」

地域共生社会実現のための 人材育成研修

13：30 開始予定です。

本日の流れ

- 13:30 開始・本日の流れ説明
- 13:40 事例検討ワーク
- 14:10 効率化ワークショップ【事業】
- 14:40 休憩
- 14:50 全体発表（2～3グループ）・コメント
- 15:30 終了・アンケート記入

本日のワーク

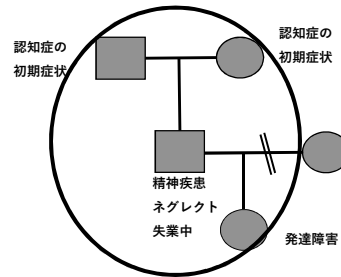
「事務・事業の効率化を考える」

さまざまな機関・支援者が連携して包括的に相談を受け止める体制を整備していくためには、各分野や部署で取り組んでいる活動についてお互いに理解を深めるとともに、一体的にあるいは連携して取り組んで業務を効率化したり相乗効果を生み出そうとする視点も重要になります。今回は、事務についてはICTの活用等に、事業については「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を念頭に、業務整理と効率化の検討を進めましょう。

その前に、ちょっと 事例検討ワーク

事例

ある日、相談窓口に、
次のような相談がありました。



認知症の初期症状がある80代夫婦。
息子はひとり親・失業中の精神疾患を患った男性。
孫は発達障害の不登校。
息子は孫に対してネグレクト状態で、祖父母がずっと
孫の世話をしていたが、認知症によりそれが難しく
なってきた。

事例検討ワーク

あなたなら、どうしますか？

誰（どの機関）と何をしますか？

- ①グループで一人ずつ、意見を話す（20分）
- ②意見交換からの気付き
コメンテーターからのグループインタビュー（10分）

(事例検討ワークのねらい)

★他の分野・専門性の方の視点や行動を知る。

★相談者にとっても、支援者にとっても、
安心できる環境・対応について考える。

本日のワーク

「事務・事業の効率化を考える」

さまざまな機関・支援者が連携して包括的に相談を受け止める体制を整備していくためには、各分野や部署で取り組んでいる活動についてお互いに理解を深めるとともに、一体的にあるいは連携して取り組んで業務を効率化したり相乗効果を生み出そうとする視点も重要になります。今回は、事務についてはICTの活用等に、事業については「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を念頭に、業務整理と効率化の検討を進めましょう。

令和2年度社会福祉推進事業「包括的支援体制の整備に係る地域性を考慮した持続可能性の高い支援関係者間の連携方策や業務分担に関する調査研究事業」
地域共生社会実現のための人材育成研修 第4回（2021年2月12日）業務効率化ワークショップ② 事前ワークシート

さまざまな機関・支援者が連携して包括的に相談を受け止める体制を整備していくためには、各分野や部署で取り組んでいる活動についてお互いに理解を深めるとともに、一体的にあるいは連携して取り組んで業務を効率化したり相乗効果を生み出そうとする視点も重要になります。今回は、事務についてはICTの活用等に、事業については「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を念頭に、業務整理と効率化の検討を進めましょう。

ご所属：

ご氏名：

事務について

必要性が低いと感じる事務

効率化したい事務

効率化のアイデア（ICTの活用等）

事業について（特に、参加支援・地域づくりに向けた支援に関するものについて）

現在、どのような事業を実施していますか？

領域を超えた協働・展開のアイデア

※本シートは、各自記入の上、当日ご持参ください。

※研修終了後、本シートは回収いたします。控えの必要な方は、あらかじめコピーするなどして複数枚ご持参ください。

※回収したシート内容は、所属・記入者氏名等は非公表とし、今後の包括的支援体制整備に向けた支援関係者間の連携に関する協議の資料として活用いたします。

事業効率化ワークショップ

- ①グループ内で進行役・書記役を決めてください。
- ②各自の事前課題シートの下部「事業について」の部分を発表
（一人2分程度）
★書記役は、ふせんにペンで概要を書いてA3用紙に貼ってください。
- ③「どこともつながれなくて困っている人」についても、話してもらおう。他事業所の資源とマッチングできそう？
「社会資源の共有」の視点で話してみましよう！

④全体発表

- ・いいアイデア（2つ程度）
- ・発想が難しいところ

- ・つながらないと解決できない（資源の一体的活用）
- ・つながっても解決できない（社会資源の不足）

厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域共生社会実現のための人材育成研修」参加者アンケート

本日はお忙しい中ご参加頂きまして、誠にありがとうございました。よろしければ、本日の研修会に関するアンケートにご協力ください。(ご記入いただいた内容は、北海道医療大学先端研究推進センターにて管理いたします。)

1. 本日の講演の分かりやすさについて、お聞かせください。(該当部分に○をつけてください)

(1) 政策説明「地域共生社会の目指すところ」

分かりにくかった ふつう 分かりやすかった
1 - 2 - 3 - 4 - 5

(2) 事例紹介「包括的支援体制整備と専門職のこれから」

分かりにくかった ふつう 分かりやすかった
1 - 2 - 3 - 4 - 5

2. 地域共生社会の理念について

(1) 基本的な考え方について理解出来ましたか。(いずれかに○をつけてください)

①理解出来た ②ある程度理解できた ③あまり理解できなかった ④理解できなかった

(2) ご自分の活動地域では、地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要だと思いませんか？

①とても必要だと思う ②まあ必要だと思う ③あまり必要だと思わない ④必要だと思わない

3. 苫小牧市において地域共生社会の実現を推進するにあたって、課題と思うことがあれば教えてください。

4. 上記の課題に対して、解決のための取り組みのアイデアがあれば教えてください。

5. 差し支えなければ、ご所属・ご氏名を教えてください。

ご所属：

ご氏名：

ご協力ありがとうございました

地域共生社会実現のための人材育成研修第2回「ケースで考える重層的相談支援&社会資源」
振り返りワークシート

- (A) (a) 連携して対応に成功したケースの成功要因について、
チームで議論した内容や、重要だと思ったポイントを記入してください。

- (B) 連携が難しかった／関知したが、解決に結びつかなかったケースについて、
(b) (c) に関する議論の内容や、重要だと思ったポイントを記入してください。

(b) 連携しなかった機関について

(c) ほしかった社会資源について

2021年1月15日(金)

厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域共生社会実現のための人材育成研修」参加者アンケート

本日はお忙しい中ご参加頂きまして、誠にありがとうございました。よろしければ、本日の研修会に関するアンケートにご協力ください。(ご記入いただいた内容は、北海道医療大学先端研究推進センターにて管理いたします。)

1. 研修への取り組みの振り返り ((1)、(2) はいずれかに○印、(3) は記述式)

(1) 事前課題シートへの記入

出来なかった ふつう 十分出来た
1 - 2 - 3 - 4 - 5

(2) グループでの情報共有・意見交換

不十分 ふつう 十分できた
1 - 2 - 3 - 4 - 5

(3) 全体を通しての気づきや、発見出来た課題、今後自部署で行っていきたい取り組みなど

2. 研修運営・教材に関する評価

(1) 事前課題シートについて (いずれかに○) ①わかりやすかった ②普通 ③分かりにくかった

*シートに関する改善点等がありましたらお聞かせください。

(2) 当日進行について (いずれかに○) ①わかりやすかった ②普通 ③分かりにくかった

*当日進行に関する改善点等がありましたらお聞かせください。

5. 差し支えなければ、ご所属・ご氏名を教えてください。

ご所属：

ご氏名：

ご協力ありがとうございました

2021年2月3日(水)

厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域共生社会実現のための人材育成研修」参加者アンケート

本日はお忙しい中ご参加頂きまして、誠にありがとうございました。よろしければ、本日の研修会に関するアンケートにご協力ください。(ご記入いただいた内容は、北海道医療大学先端研究推進センターにて管理いたします。)

1. 研修への取り組みの振り返り ((1)、(2) はいずれかに○印、(3) は記述式)

(1) 事前課題シートへの記入

出来なかった ふつう 十分出来た
1 - 2 - 3 - 4 - 5

(2) グループでの情報共有・意見交換

不十分 ふつう 十分できた
1 - 2 - 3 - 4 - 5

(3) 全体を通しての気付きや、発見出来た課題、今後自部署で行っていききたい取り組みなど

2. 研修運営・教材に関する評価

(1) 事前課題シートについて (いずれかに○) ①わかりやすかった ②普通 ③分かりにくかった

*シートに関する感想や改善点等がありましたらお聞かせください。

(2) 当日進行について (いずれかに○) ①わかりやすかった ②普通 ③分かりにくかった

*当日進行に関する感想や改善点等がありましたらお聞かせください。

5. 差し支えなければ、ご所属・ご氏名を教えてください。

ご所属：

ご氏名：

ご協力ありがとうございました

2021年2月12日(金)

厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域共生社会実現のための人材育成研修」参加者アンケート

本日はお忙しい中ご参加頂きまして、誠にありがとうございました。よろしければ、本日の研修会に関するアンケートにご協力ください。(ご記入いただいた内容は、北海道医療大学先端研究推進センターにて管理いたします。)

1. 研修への取り組みの振り返り ((1)、(2) はいずれかに○印、(3) は記述式)

(1) 事前課題シートへの記入

出来なかった 1 - 2 出来なかった 3 - 4 十分出来た 5

(2) グループでの情報共有・意見交換

不十分 1 - 2 十分できた 3 - 4 5

(3) 全体を通しての気づきや、発見出来た課題、今後自部署で行っていききたい取り組みなど

2. 研修運営・教材に関する評価

(1) 事前課題シートについて (いずれかに○) ①わかりやすかった ②普通 ③分かりにくかった

*シートに関する感想や改善点等がありましたらお聞かせください。

(2) 当日進行について (いずれかに○) ①わかりやすかった ②普通 ③分かりにくかった

*当日進行に関する感想や改善点等がありましたらお聞かせください。

3. 全4回（11月～2月）の研修の振り返り

（1）困難を抱える当事者・家族を支援するにあたって、これから必要となる基本的な考え方について、理解出来ましたか？

- ①理解できた ②ある程度理解できた ③あまり理解できなかった ④理解できなかった

（選択の理由）

（2）基本的な考え方を、所属機関・関係者に説明できるようになりましたか？

- ①説明できるようになった ②ある程度説明できるようになった
③あまり説明できるようにならなかった ④説明できるようにならなかった

（選択の理由）

（3）これまで学んだことや気づきを、日々の業務での実践（困難を抱える当事者・家族への支援や関係者への相談など）に活かしていくことができますか？

- ①活かしていくことができる ②ある程度活かしていくことができる
③あまり活かすことができない ④活かすことができない

（選択の理由）

（4）上記について、どのような場面で活かしていくことが出来そうですか？

（5）研修を通して、今後、さらに関係者間で話し合いが必要だと思ったことについて教えてください。

4. 差し支えなければ、ご所属・ご氏名を教えてください。

ご所属：

ご氏名：

ご協力ありがとうございました

地域共生社会実現のための人材育成研修 第2回（2021年1月15日）「ケースで考える重層的相談支援&社会資源」 事前ワークシート

複雑化・複合化している住民の課題を、相談者ひとりで抱えこまず、他機関・多職種と連携して解決に向けて方策を考えるチームづくりが今後ますます必要と
なってきます。まずは今までのケースをふり返って、連携の成功要因や課題を検討し、苫小牧市において求められる相談支援のあり方について、研修で話し合
いましょう。

ご所属：

ご氏名：

(A) 連携して対応に成功したケース。「つながっていてよかったケース」

(B) 連携が難しかった／関知したが、解決に結びつかなかったケース。

(a) 上記ケースにおける連携の成功要因は何だったのでしょうか？

(b) 連携したかった機関は？

(c) あったらよかった社会資源は？

※本シートは、各自記入の上、当日ご持参ください。

※研修終了後、本シートは回収いたします。控えの必要な方は、あらかじめコピーするなどして複数枚ご持参ください。

※回収したシート内容は、所属・記入者氏名等は非公表とし、今後の包括的支援体制整備に向けた支援関係者間の連携に関する協議の資料として活用いたします。

地域共生社会実現のための人材育成研修 第3回（2021年2月3日）業務効率化ワークショップ① 事前ワークシート

さまざまな機関・支援者が連携して包括的に相談を受け止める体制を整備していくためには、各分野や部署で取り組んでいる活動についてお互いに理解を深めるとともに、一体的にあるいは連携して取り組んで業務を効率化したり相乗効果を生み出そうとする視点も重要になります。今回は、開催している会議・研修に着目して業務整理と効率化の検討を進めましょう。

ご所属：

ご氏名：

ご所属の機関・部署が主催または出席している会議・研修について、ご記入ください。（行が足りない場合は、適宜増やしてください。）

	会議・研修名	趣旨・目的	対象	回数	法定・市独自・自主	重要度 (主観で構いません) 重要だが伝える情報の優先順位付けなどが難しい
会議	例) 連絡調整会議	包括と自治体との情報共有	介護支援課・包括職員	月1回	市独自	重要だが伝える情報の優先順位付けなどが難しい
研修・ セミナー	例) 事例検討会	多角的視点による支援の質向上	相談支援関係者	月1回	自主	多職種連携を推進しており重要

※本シートは、各自記入の上、当日ご持参ください。

※研修終了後、本シートは回収いたします。控えの必要な方は、あらかじめコピーするなどして複数枚ご持参ください。

※回収したシート内容は、所属・記入者氏名等は非公表とし、今後の包括的支援体制整備に向けた支援関係者間の連携に関する協議の資料として活用いたします。

地域共生社会実現のための人材育成研修 第4回（2021年2月12日）業務効率化ワークショップ② 事前ワークシート

さまざまな機関・支援者が連携して包括的に相談を受け止める体制を整備していくためには、各分野や部署で取り組んでいる活動についてお互いに理解を深めるとともに、一体的にあるいは連携して取り組んで業務を効率化したり相乗効果を生み出そうとする視点も重要になります。今回は、事務についてはICTの活用等に、事業については「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を念頭に、業務整理と効率化の検討を進めましょう。

ご所属：

ご氏名：

事務について

必要性が低いと感じる事務	
効率化したい事務	効率化のアイデア（ICTの活用等）

事業について（特に、参加支援・地域づくりに向けた支援に関するものについて）

現在、どのような事業を実施していますか？	領域を超えた協働・展開のアイデア

※本シートは、各自記入の上、当日ご持参ください。

※研修終了後、本シートは回収いたします。控えの必要な方は、あらかじめコピーするなどして複数枚ご持参ください。

※回収したシート内容は、所属・記入者氏名等は非公表とし、今後の包括的支援体制整備に向けた支援関係者間の連携に関する協議の資料として活用いたします。